

令和4年 6月定例会（
6月 1日 開会
6月17日 閉会

飯綱町議会 会議録

令和4年6月飯綱町議会定例会 会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第1号（6月1日）	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	4
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	5
○開会及び開議の宣告	6
○町長あいさつ	6
○会議録署名議員の指名	8
○会期の決定	9
○諸般の報告、質疑	10
○議案第36号の上程、説明、質疑、付託	13
○議案第37号の上程、説明、質疑、付託	14
○議案第38号の上程、説明、付託	16
○議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決	18
○議案第40号の上程、説明、質疑、付託	19
○請願の付託	24
○陳情の付託	24
○散会の宣告	24

第2号（6月3日）

○議事日程	25
○本日の会議に付した事件	25
○出席議員	25
○欠席議員	25
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	25
○事務局職員出席者	26
○一般質問一覧表	27
○開議の宣告	28
○一般質問	
中 島 和 子	28
中 井 寿 一	42
瀧 野 良 枝	51
石 川 信 雄	63
伊 藤 まゆみ	71
○散会の宣告	83

第3号（6月17日）

○議事日程	84
○本日の会議に付した事件	84
○出席議員	84
○欠席議員	85
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	85
○事務局職員出席者	85

○開議の宣告	86
○諸般の報告、質疑	86
○常任委員会審査報告、質疑	87
○常任委員会付託案件に対する討論、採決	91
○議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決	94
○議員派遣の件	96
○閉会中の継続審査・継続調査の申し出について	96
○町長あいさつ	97
○閉議及び閉会の宣告	98
○予算決算常任委員会 審査報告書	99
○総務産業常任委員会 審査報告書	100
○福祉文教常任委員会 審査報告書	102
○会議録署名	104

飯綱町告示第82号

令和4年6月飯綱町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和 4年 5月25日

飯綱町長 峯村 勝盛

1 期 日 令和 4年 6月 1日

2 場 所 飯綱町役場 議場

3 付議案件 下記のとおり

議案番号	議 案 名
報告第 8号	令和3年度飯綱町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
報告第 9号	令和3年度飯綱町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
議案第36号	飯綱町不法投棄監視連絡員設置条例を廃止する条例
議案第37号	飯綱町災害時避難行動要支援者支援に関する条例の一部を改正する条例
議案第38号	令和4年度飯綱町一般会計補正予算（第3号）
議案第39号	工事変更請負契約の締結について
議案第40号	飯綱町過疎地域持続的発展計画の変更について

○応招・不応招議員

応招議員（15名）

1番	三ツ井 忠 義	2番	中 井 寿 一
3番	小 林 文 廣	4番	瀧 野 良 枝
5番	青 山 弘	6番	中 島 和 子
7番	樋 口 功	8番	風 間 行 男
9番	目須田 修	10番	石 川 信 雄
11番	清 水 満	12番	大 川 憲 明
13番	伊 藤 まゆみ	14番	原 田 幸 長
15番	渡 邊 千賀雄		

不応招議員（なし）

令和4年6月飯綱町議会定例会

(第 1 号)

令和4年6月飯綱町議会定例会

議事日程（第1号）

令和4年6月1日（水曜日）午前10時開会

町長あいさつ

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

報告第 8号 令和3年度飯綱町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第 9号 令和3年度飯綱町水道事業会計予算繰越計算書の報告について

日程第 4 議案第 36号 飯綱町不法投棄監視連絡員設置条例を廃止する条例

日程第 5 議案第 37号 飯綱町災害時避難行動要支援者支援に関する条例の一部を改正する
条例

日程第 6 議案第 38号 令和4年度飯綱町一般会計補正予算（第3号）

日程第 7 議案第 39号 工事変更請負契約の締結について

日程第 8 議案第 40号 飯綱町過疎地域持続的発展計画の変更について

日程第 9 請願

請願第 2号 えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正
を求める請願書

日程第 10 陳情

陳情第 5号 女性トイレの維持及びその安心安全の確保についての陳情

陳情第 6号 国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求め
る陳情

陳情第 7号 沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求
める陳情

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	三ツ井 忠 義	2番	中 井 寿 一
3番	小 林 文 廣	4番	瀧 野 良 枝
5番	青 山 弘	6番	中 島 和 子
7番	樋 口 功	8番	風 間 行 男
9番	目須田 修	10番	石 川 信 雄
11番	清 水 満	12番	大 川 憲 明
13番	伊 藤 まゆみ	14番	原 田 幸 長
15番	渡 邊 千賀雄		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	峯 村 勝 盛	副 町 長	池 内 武 久
教 育 長	馬 島 敦 子	監 査 委 員	山 浦 修
選挙管理委員長	黒 岩 長 弘		
総 務 課 長	徳 永 裕 二	企 画 課 長	土 屋 龍 彦
税務会計課長	土 倉 正 和	住 民 環 境 課 長	藤 沢 茂 行
保健福祉課長	永 野 光 昭	産 業 観 光 課 長	平 井 喜 一 朗
建設水道課長	笠 井 順 一	教 育 次 長	高 橋 秀 一
飯綱病院事務長	相 澤 浩 幸	総 務 課 課 長 補 佐	清 水 純 一

事務局職員出席者

事務局長

梨本克裕

事務局書記

関

竜典

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（渡邊千賀雄） 皆さんおはようございます。

今議会も引き続いてコロナ感染対策をとりながら進めてまいりたいと思います。

ただいまの出席議員は全員であります。

これより、令和4年6月飯綱町議会定例会を開会いたします。

◎町長あいさつ

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

峯村町長。

[町長 峯村勝盛 登壇]

○町長（峯村勝盛） 令和4年6月飯綱町議会定例会の開会に当たり、ご挨拶申し上げます。議員各位におかれましては、何かとご多用の中、定刻までにご参集頂き厚く御礼申し上げます。

田植えもほとんど終わり、畑ではりんごの摘果作業に精を出す、飯綱町らしい季節を迎えております。昨年は、遅霜により果樹を中心として大きな被害を受けました。今年は、災害の無い平穏な年であってほしいと願っております。

令和4年度の重点施策につきまして進捗状況等について申し上げます。

人口増対策ですが、令和3年度は1年のトータルで社会増になったことは、既にお知らせ致しました。その傾向は、今年度に入りましても続いており、4月は22人の転入増となっております。例年、3月、4月は転出者が多いのが通例ですが、この状況が続いてほしいと願っております。住宅建設という面では、民間による集合住宅建設に対する補助制度を活用した申請が上がってきました。福井団地において6戸分の集合住宅（アパート）を建設したいというものです。行政だけの住宅建設には限界があり、住宅需要に応えきれない面がございます。民間の力を活用した住宅整備とタイアップしていくことは、人口増対策に大きく寄与するもの

と期待しております。現在相談を受けている案件もあり、引き続き民間の住宅建設支援を積極的に進めていきたいと考えております。

次にDX推進について申し上げます。令和4年度には、飯綱町としてのDX推進計画を策定し、それに基づき事業を進めていく方針であります。推進計画につきましては、9月頃には議会に説明したいと考えております。具体的な事業としては、令和5年1月頃の実施を目途として、町公式アプリの導入とスマート窓口の開始を計画しております。住民アプリの構築は、証明書等のオンライン請求や子育て、介護関係手続きのオンライン化、必要な情報のプッシュ通知などの機能を整備するものです。スマート窓口は、役場に行かず、住民票等の請求ができるオンライン請求サービス、役場窓口での短時間交付を目的とした、交付事前請求、申請書等を書かないで請求できるサービスなどを実現していくものです。役場に出かけて頂かなくても、住民票などの請求が可能となり、窓口で長時間待ついただく必要もなくなります。便利になったことを実感して頂けると思っております。ただし、このサービスを受けるにはマイナンバーカードの取得が必要であります。マイナンバーカードの普及や高齢者等へのスマホ操作研修機会の提供など進めていく必要があると思っております。

さて、今議会に提案いたしました案件は、報告が2件、条例が2件、一般会計補正予算が1件、その他2件の計7件でございます。

報告は、令和3年度の一般会計繰越明許費繰越計算書の報告と令和3年度水道事業会計予算繰越計算書の報告の2件であります。

条例ですが、不法投棄監視連絡員設置条例の廃止は、現行では監視員を置いておらず、業務委託により回収を含めて対応しております。現状の条例には、回収については定めがないなど、現行とは不具合な面があり廃止とするものであります。災害時避難行動要支援者支援に関する条例の一部を改正する条例は、社会福祉協議会を関係支援団体に加えると共に、関係の要支援者登録申請書兼登録台帳の様式を変更するものであります。

一般会計補正予算（第3号）は、歳入歳出の合計にそれぞれ6,696万3千円を加え、その総額を78億6,816万6千円とするものです。

歳出で主なものを申し上げます。総務費では、雪害を受けたいいづなコネクトイースト体育館の屋根や三水書庫の屋根の修理で 775 万円を計上しております。商工費では、住宅リフォーム支援事業で 700 万円、雪害を受けた霊仙湖テニスコート管理棟の修理で 1,010 万 9 千円を計上しております。土木費では、焚荒地区の町営住宅建設において、当初予算では土地造成のみで予算計上しましたが、住宅建設を含めた方が、経費の率が下がるため全体的に安くすむという算出により、今年度住宅 1 棟を建築したいというものです。県住宅供給公社に事業を実施してもらい、完成したものを買い取る形を考えております。予算的には住宅建設を追加しましたので、総額で 2,700 万円の増額となっております。消防費では、ハザードマップの更新で 400 万円、教育費では雪害を受けた教員住宅の修繕で 176 万円、ふれあいパークグラウンドの夜間照明更新で 800 万円をそれぞれ計上しております。

歳入は、国庫支出金で社会資本整備総合交付金の追加分の 850 万円、ハザードマップ関係で 200 万円を計上しております。繰入金は、子育て応援基金の繰り入れを 1,830 万円減額致しました。事業を減額するのではなく、過疎債のソフト分を充当するための財源振替であります。諸収入では、公有建物災害共済金で 1,663 万 8 千円計上しております。歳出における雪害関係費用に充当しております。町債では、2,300 万円を増額しておりますが、有利な起債であります過疎対策事業債（過疎債）を 6,610 万円計上し、他の起債を振替、また過疎対策として認められる事業に過疎債を充当するなど財源調整したものであります。歳入全体として不足する分は、繰越金で 3,083 万 8 千円計上しております。

その他 2 件ではありますが、工事変更請負契約の締結と飯綱町全体が過疎指定されたことに伴う過疎地域持続的発展計画の変更でございます。

いずれの案件につきましても、十分にご審議を頂きますようお願い申し上げます。尚、最終日には、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金に関する補正予算の提出を予定しております。

以上申し上げます、開会のあいさつと致します。

◎会議録署名議員の指名

○議長（渡邊千賀雄） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定により、5番 青山弘議員、6番 中島和子議員、7番 樋口功議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（渡邊千賀雄） 日程第2、会期の決定を議題とします。

本定例会の会期等について、議会運営委員長の報告を求めます。清水議会運営委員長。

〔議会運営委員長 清水満 登壇〕

○議会運営委員長（清水満） 11番、清水満でございます。

本日招集されました令和4年6月飯綱町議会定例会の会期及び日程について説明申し上げます。

5月25日、午前9時より議会運営委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。

その結果、会期は本日から6月17日までの17日間といたします。

日程案につきましては、会期決定後、諸般の報告、議案の提案説明、質疑、委員会付託を行い、一部案件につきましては採決まで行います。

また、一般質問は、3日に、会議時間を1時間繰り上げて、午前9時より行います。通告者は5名です。

質問者におかれては、1問1答方式にのっとり、1問ずつ質問されるよう町長から提案されておりますので、ご配慮願います。

各常任委員会審議は7日に開催し、予算決算常任委員会は15日に開催します。

17日の最終日は、時間を3時間繰り下げ、午後1時より本会議を再開し、委員長報告、議案採決等を行う日程にいたします。

以上申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（渡邊千賀雄） お諮りいたします。

本定例会の会期等については、議会運営委員長の報告のとおりにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認めます。

よって、本会議の会期等につきましては、ただいまの報告のとおりと決定しました。

◎諸般の報告、質疑

○議長（渡邊千賀雄） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、令和4年2月分から令和4年4月分までの一般会計、特別会計及び企業会計の例月出納検査の結果について、議長の手元に報告書がまいっておりますので、ご報告いたします。

○議長（渡邊千賀雄） 報告第8号 令和3年度飯綱町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報告第9号 令和3年度飯綱町水道事業会計予算繰越計算書の報告について、以上、地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告案件1件、地方公営企業法第26条第3項の規定による報告案件1件の計2件を一括して説明を求めます。

尚、質疑は報告ごとに行います。

それでは、説明を求めます。徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇・説明〕（報告第8号）

○総務課長（徳永裕二） それでは、報告第8号について、ご説明申し上げます。報告書並びに議案の提案説明書1ページ上段をご覧ください。議案の提案説明書によりご説明いたします。

地方自治法施行令第146条第2項に関する繰越明許費に係る繰越計算書の報告でございます。内容につきましては、3月定例会における令和3年度一般会計補正予算第10号及び先日の臨時会における補正予算第11号に計上した繰越明許費13事業について、その繰り越した額及び財源を報告するものでございます。

以上、説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 笠井建設水道課長。

〔建設水道課長 笠井順一 登壇・説明〕（報告第9号）

○建設水道課長（笠井順一） それでは、報告第9号 令和3年度飯綱町水道事業会計繰越計算書の報告について、説明をいたします。議案書報告第9号及び提案説明書の1ページ中段をお願いいたします。

報告第9号 令和3年度飯綱町水道事業会計予算繰越計算書の報告について。報告理由ですが、地方公営企業法第26条第1項及び第2項ただし書きの規定により、令和3年度飯綱町水道事業会計予算を繰り越したいので、同条3項の規定により議会に報告するものです。

議案書第9号をご覧いただきたいと思います。

繰越額は、飯綱町牟礼地区の建設改良費につきまして3,930万円、それから牟礼地区、三水地区の営業費用といたしまして1,196万3千円繰り越すものです。

財源の内訳につきましては、建設改良費3,930万円につきましては損益勘定留保資金です。営業費用の1,196万3千円につきましては町からの補助金1,049万円と損益勘定留保資金147万3千円という内容です。

繰越の概要についてですが、建設改良費については、牟礼地区のつつじが原別荘地内の既設管路更新工事費及び同工事監理委託費であります。つつじが原の別荘地内の水道管につきましては、塩ビ管ということで鉄管ほど耐久性はございませんので、布設から半世紀ほどの歴史があることから漏水のリスクが高く昨年布設替え工事を行ってございましたけれども、コロナ禍等による資材の調達に時間がかかり工事が進まず繰り越しになったものであります。また、営業費用の牟礼地区、三水地区につきましては、昨年度飯綱町の水道事業基本計画策定を行う予定で事業を進めておったところですが、基本計画に直接影響のある水源に関わる事項について新たに調査が必要になったことから不測の日数を要し、策定の工期も延長され繰越となったものです。

関係法令につきましては、地方公営企業法第26条第1項及び第2項ただし書きの規定による

ものです。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（渡邊千賀雄） 説明を終了し、報告第8号 令和3年度飯綱町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についての質疑を行います。

質疑のある方おられますか。清水満議員。

○10番（清水満） 議席番号10番、清水満です。今の建設水道課長からの説明をいただきましたが、一番私たちが知りたいのは、計画を立てて、計画もやはりかなり細かく立てるのではないかと考えておりますが、計画を立てながら繰越をするということに対して、非常に違和感がございます。特別なものも私は承知をしているつもりでありますけれども、今回13件ということとかなり数も多いということもありまして、できればこの13件の繰り越した理由、説明書では提案書のものをただ書いてあるだけで、ここに情報ネットワーク費だとか書いてあるだけですけれども、ここへは繰り越した理由をやはり書いていただくと理解できるのではないかと考えております。町単の事業等だけでやっておるものもありますし、国・県のお金は採択されてからということで遅くなる場合もあるし、今年みたいに大雪が降ってなかなかできないという工事もあるし、そういうこともわかりますけれども、できれば内容をしっかり書いていただくようお願いしたいと思います。その辺どうでしょう。

○議長（渡邊千賀雄） 徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇〕

○総務課長（徳永裕二） この繰越明許費の関係でございますが、先ほど、3月定例会の補正予算第10号、また臨時会の第11号でというお話を申し上げましたけれども、繰越明許費はまず繰越の承認を一旦いただくようになっております。今回は、承認いただいた、実際にどれだけ繰り越したという額を報告させていただいております。ですので、清水議員おっしゃるのは、まず10号、11号の承認をいただく際に、この時にご説明はさせていただいております。

若干内容を申し上げますと、今議員からお話があった内容でございますが、今回13事業のうち、大雪の関係で工事等が遅れたものが3件、それから道路の関係になりますが、地域の皆

さんとの通行制限等の関係で調整が少し遅れた、道路の関係が全般的にそのような状況にありまして、その関係が4件ございました。またこれもお話がございましたが、国の補正予算関係でこれも遅くに成立しておりますので、その後事業に取り掛かったというような関係で3件。その他3件で、計13件というようなことで今回繰越明許費ということで、上げさせていただいてございます。

今回は繰越計算書ということでございましたので、繰り越した額と財源だけの報告とさせていただきますけれども、繰越につきましてはここ数年多くなっております。補正予算で繰越を承認いただく時には、詳しくご説明させていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（渡邊千賀雄） 他に質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、本報告を終了いたします。

次に、報告第9号 令和3年度飯綱町水道事業会計予算繰越計算書の報告についての質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、本報告を終了いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第36号の上程、説明、質疑、付託

○議長（渡邊千賀雄） 日程第4、議案第36号 飯綱町不法投棄監視連絡員設置条例を廃止する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。藤沢住民環境課長。

〔住民環境課長 藤沢茂行 登壇・説明〕（議案第36号）

○住民環境課長（藤沢茂行） それでは、説明申し上げます。議案の提案説明書1ページ下段をご覧ください。

議案第 36 号 飯綱町不法投棄監視連絡員設置条例を廃止する条例。

廃止の理由といたしましては、廃棄物の不法投棄への対応については、早期の発見、行為の未然防止に加え、早期回収が求められているところであります。現在、監視及び連絡等の業務に回収業務を加えて業務委託により実施しており、今後も継続をする予定でございます。現条例では、廃棄物の不法投棄に対して監視及び連絡のみの対応となっており、回収までは行っていません。またそのため不法投棄監視連絡員を任命していない状況であり、条例が不必要な状況となっているため廃止するものとしております。

施行期日は、公布の日です。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 説明を終了し質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 36 号は、福祉文教常任委員会に付託し審査することにしたと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、本案は、福祉文教常任委員会に付託し審査することに決定しました。

◎議案第 37 号の上程、説明、質疑、付託

○議長（渡邊千賀雄） 日程第 5、議案第 37 号 飯綱町災害時避難行動要支援者支援に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。永野保健福祉課長。

〔保健福祉課長 永野光昭 登壇・説明〕（議案第 37 号）

○保健福祉課長（永野光昭） 議案第 37 号 飯綱町災害時避難行動要支援者支援に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。議案書及び提案説明書 1 ページ下段から 2 ページ上段をご覧くださいと思います。

改正理由は、災害時の要支援者に対する避難支援や台帳登録漏れを防ぐためには、町と関係支援団体との情報共有が欠かせないため、様式の関係支援団体に社会福祉協議会を追加するもの。要支援者情報をより詳細かつ正確に把握できるよう、登録台帳様式の住居見取り図を削除し、歩行状況及び同居家族情報等に修正するものでございます。

主な改正内容として、申請書兼登録台帳の様式に先ほどの関係支援団体に社会福祉協議会の追加と状況把握しやすいよう様式を変更するものでございます。

施行期日は、公布の日から施行する。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 説明を終了し質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 37 号は、福祉文教常任委員会に付託し審査することにしたと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、本案は、福祉文教常任委員会に付託し審査することに決定しました。

◎議案第 38 号の上程、説明、付託

○議長（渡邊千賀雄） 日程第6、議案第38号 令和4年度飯綱町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇・説明〕（議案第38号）

○総務課長（徳永裕二） それでは、議案第38号について、ご説明申し上げます。議案書並びに議案の提案説明書2ページ中段から順次ご覧ください。議案の提案説明書によりご説明いたします。

議案第38号 令和4年度飯綱町一般会計補正予算（第3号）につきましては、歳入、歳出それぞれ6,696万3千円を増額し、補正後の予算額を78億6,816万6千円とするものでございます。また、当町が全部過疎に指定されたことに伴い過疎債を増額するなど、地方債限度額を補正しております。

はじめに、3ページの歳出の主な内容を申し上げます。まず、補正予算（第3号）は、財源調整のみを行っている事業が多くなっておりますが、国庫補助金の増減、過疎債など町債の増減などに伴う財源調整でございます。

2款 総務費の公有財産維持管理費では、旧三水庁舎跡地行政書庫の雪害に係る修繕費など345万円を計上、廃校を活用した地域住民交流促進事業では、いづなコネクトEAST体育館の雪害に係る修繕、改修費を430万円計上しています。

4款 衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費では、4回目以降の追加接種に係る費用を27万5千円増額しています。

6款 農林水産業費の農業委員会一般事務費では、人・農地プランに係る情報収集用の機器購入費等で33万3千円を増額しています。

7款 商工費の商工振興対策事業では、住宅リフォーム支援事業の要望が非常に多く、またコロナ禍における支援としても必要な事業であることから700万円を増額、東高原ゾーン整備事業では、霊仙寺湖テニスコート管理棟の雪害に係る修繕、改修費を1,010万9千円計上しています。

8 款 土木費の住宅管理費では、普光寺焚荒地区の町営住宅建設について、住宅供給公社が行い町が買い取る方式に変更するとともに、住宅建設 1 棟分の買取費用を計上したことから 2,773 万 6 千円を増額しています。

9 款 消防費の防災対策費では、ハザードマップの更新費用を 400 万円増額しています。

10 款 教育費の教員住宅費では、普光寺西部教員住宅の雪害に係る修繕費を 176 万円計上、運動場管理運営費では、800 万円を増額しています。運動場管理運営費については、ふれあいパーク運動場の照明を複数年で順次 LED に更新していく予定にしており、本年度の当初予算において 1 基分を計上したところですが、照度（明るさ）の調整などの関係から、2 基更新する必要が生じたものでございます。

続いて、2 ページの歳入の主な内容を申し上げます。

15 款 国庫支出金では、道路改良、除雪機械の購入に係る補助内示額の増、ハザードマップの更新に係る補助内示があったことなどから 778 万 7 千円を増額しています。

19 款 繰入金では、住宅リフォーム支援事業の財源で、地域振興基金繰入を 700 万円増額、過疎債への財源組替で、子育て応援基金繰入を 1,830 万円減額しています。

21 款 諸収入では、建物の雪害に係る公有建物災害共済金を 1,663 万 8 千円計上しています。

22 款 町債では、起債を有利な過疎債に組み替えるとともに、町営住宅の買取や運動場照明の更新などの財源で 2,300 万円を増額しています。

不足する一般財源につきましては、20 款 繰越金で 3,083 万 8 千円増額し調整いたしました。

以上、提案理由の説明といたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（渡邊千賀雄） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 38 号は、質疑を省略し、予算決算常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、本案は予算決算常任委員会に付託し審査することに決

定をしました。

◎議案第 39 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊千賀雄） 日程第 7、議案第 39 号 工事変更請負契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。笠井建設水道課長。

〔建設水道課長 笠井順一 登壇・説明〕（議案第 39 号）

○建設水道課長（笠井順一） 議案第 39 号 工事変更請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。議案第 39 号及び議案の提案説明書 4 ページをご覧ください。

工事変更請負契約の締結について。次のとおり工事変更請負契約の締結をしたいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び飯綱町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものです。

工事名は、令和 3 年度道路メンテナンス事業鳥居新橋修繕工事。

工事場所は、飯綱町大字牟礼鳥居新橋町道 K 1 - 6 号線になります。

契約金額ですが、変更前が 5,500 万円、変更後 5,989 万 5 千円。

契約の相手方は、飯綱町大字芋川 1098 番地、村松建設株式会社 代表取締役 村松むつ代、という内容です。

令和 3 年 9 月 1 日に議決をいただきました本工事の契約の内容でございますが、こちらの一部を次のとおり変更したいので、議会の議決を求めるものです。

提案をいたしました変更の内容については、工事請負契約金額の変更であります。工事請負契約金額を 489 万 5 千円増額し、変更後の契約金額を 5,989 万 5 千円、請負者 村松建設株式会社と工事変更請負契約を締結しようというものです。

工事内容の主な変更につきましては、既設塗装に対応した仮設工と当て板補強接合部に使用するボルトの納期遅延に起因し寒中養生期間が増えてしまったというものです。ボルトの納期遅延につきましては、コロナ禍、それから世界的な社会情勢等により、材料の仕入れが困難に

なり、期間に影響が出たものであります。養生期間が伸びたことによって、仮設足場等の撤去が遅れたというようなことも起因しており、工程全体に影響が出たという内容です。

工事請負契約の約款第 18 条及び第 19 条の規定に基づく設計変更に伴い、工事請負契約金額を変更する必要があるため、議会の議決を求めるという内容になります。

関係法令につきましては、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号、飯綱町議会の議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条です。

以上で提案いたしました案件の説明といたします。よろしく御審議を程、お願い致します。

○議長（渡邊千賀雄） これから、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） なしと認め、質疑を終了します。

これから、本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第 39 号 工事変更請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎議案第 40 号の上程、説明、質疑、付託

○議長（渡邊千賀雄） 日程第 8、議案第 40 号 飯綱町過疎地域持続的発展計画の変更について
を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇・説明〕（議案第 40 号）

○企画課長（土屋龍彦） 議案第 40 号 飯綱町過疎地域持続的発展計画の変更について提案理由
の説明をさせていただきます。議案の提案説明書 4 ページをご覧ください。なお、これ以降の
説明のなかで、飯綱町過疎地域持続的発展計画を過疎計画、過疎地域の持続的発展の支援に関
する特別措置法を過疎法と省略して読み替えさせていただきますので、よろしくお願いいたし
ます。

提案理由でございますが、過疎法の追加公示に伴い、飯綱町全域が全部過疎に指定されたた
め、過疎計画を変更するものでございます。過疎法の追加公示による過疎要件の一つに、平成
7 年から令和 2 年の 25 年間で、人口減少率が 23%以上減少し、かつ、平成 30 年度から令和 2
年度の財政力指数の平均が 0.51 以下というものがございます。飯綱町の平成 7 年の人口は
13,292 人、令和 2 年の人口は 10,296 人で、25 年間の減少率は 22.54%となります。法により
小数点以下の数値が四捨五入され減少率が 23%となるため、過疎法の 23%以上という要件に合
致しました。また飯綱町の 3 年間の平均の財政力指数は 0.27 で、過疎法の 0.51 以下という要
件に合致していることから、飯綱町が全部過疎に指定されたものでございます。ちなみに追加
公示により県内の過疎地域の指定状況は全部過疎が 3 地域の増で 32 市町村、一部過疎が 8 市町
村となっております。

過疎計画の変更の主な内容でございますが、全部過疎に指定されたことに伴う記載内容の変
更及び事業の修正・追加でございます。具体的には、過疎区域の牟礼地域への拡大による、道
路や農道の路線の増や、牟礼地域の社会教育施設の改修事業の追加などが主なものでござい
ます。

過疎計画の変更については、過疎法第 8 条第 7 項の規定に基づき、現在長野県と正式協議中
です。また、過疎法第 8 条第 10 項において準用する同条第 1 項の規定に基づき、過疎計画の変

更することについて議会の議決を求めるものでございます。

以上で提案いたしました案件の説明といたします。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡邊千賀雄） 説明を終了し質疑を行います。

質疑のある方おられますか。風間議員。

○8番（風間行男） 議席番号8番、風間行男です。過疎法で、この説明書の31ページになろうかと思えます。牟礼の場合には、小さな水路が多くてなかなか事業費が国と県からも付かないような話を聞いておりますが、この過疎法によって、今申請されている事業の何%位、何年位でできる予定を立てられるか、お伺いしたいと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 適切なお質問で、私共もそこに非常に興味のあるところですが、牟礼といたしますが、飯綱町全体が過疎法の指定を受けて、今議員がお尋ねのいわゆるハード事業といたしますか工事関係事業または建物を建てるような事業については、過疎債を利用していくと。

この過疎債は要望があればいくらでもお貸ししましょうというものではございません。他の過疎地域に指定されている町村長の意見をお聞きしますと、飯綱町の規模でしたら、一般論ですが1年で4億5億位がマックスではないかなと。それももちろん協議をしてOKとなった場合に、過疎債の指定になります。ただ道路や水路の延長が30m位のものも300mのものも全部過疎債の指定になるかといえ、事業によって違います。道路なんかは100m以上の延長の改修が一般的に望まれるという話もございます。

そういうことは別問題として、この10年、過疎の指定をされている間に土屋課長が申し上げましたとおり、22.54%の減少率、これ22.46%なら残念ながら過疎指定されなかったわけです。

0コンマいくつの世界で何億円もうかったというスタイルが出てくるので、私はこの起債を上手に利用して、地元の皆さんの要望をなるべく組み入れるようなことを、今までよりもやり易くなったということは間違いございません。そういう意味で進めていきたいと思えます。

○議長（渡邊千賀雄） 他に質疑のある方おられますか。大川議員。

○12 番（大川憲明） 議席番号 12 番、大川憲明です。今の町長の答弁である程度わかっていますが、例えば今まで町へ申請して、例を挙げると東黒川地区に三堰ありますよね。その三堰の中の一番上の上堰というのが水田の一番上に通っているんです。それが、真ん中辺が垂れちゃって、水が常に田の方へ落ち始める、その状態になっていて、昨年服部議員に見てくれと言って、これ全部県でやるわけにいかないという話が出たんです。それだから地元でやれと。そうするとこの三堰の水を使う農地というのは東黒川の中に上堰の場合は三分の一、中堰の場合も三分の一、下堰の場合も三分の一と。その位の率で水田が分かれているんです。そうなってくると区から金を出すというのも、他の所が良くなればやらなくたっていいよと言われればできないと。そういうような状態にもなっておりますもので、よくその地区の区長さんに話を聞いて、計画するに当たってはそうやって進めてもらいたいと要望したいのですがよろしく願いします。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） おっしゃるとおりで、また過疎債の話をしてしまうと、町単独で土地改良事業というのは、過疎債はなかなか認めてくれるとかくれないとかという面倒な話がありますが、それはともかくとして、今議員の要望されたことは、上堰中堰下堰の私はその話もお聞きしています。どういう事業で実施すれば良いのか。本当に大事な黒川の水路でございますので、区長さんとも話したり、水利の関係の皆さんとも話して進めていきたいと思っております。

○議長（渡邊千賀雄） 他に質疑のある方おられますか。大川議員。

○12 番（大川憲明） 今の三堰というのは、今でこそ農業用のあれになっておりますけれど、あれを作ったときは東黒川の飲料水だったんです。歴史をみると、本来なら長野市へ行く川だったのを東黒川という黒川地区でそれを飲料水だということで裁判で勝ち取った品物ですから、私の小さい頃はあそこでオムツなんか洗ったって怒られたもんですよ、という話を聞きましたよ。だから農業の振興きりではなくて、そういう観点からも町長頭に入れておいてもらいたいなど

思ってお話しているのですが、よろしくをお願いします。

○議長（渡邊千賀雄） 他に質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第40号は、総務産業常任委員会に付託し審査すること
にしたいと思いをします。

ご異議ありませんか。

〔「異議あり」の声あり 2番 中井寿一〕

○議長（渡邊千賀雄） 中井議員。

○2番（中井寿一） 議席番号2番、中井寿一です。この計画については、総務産業だけではなく、福祉文教の分野にも関係してくると思いますので、福祉文教の方でも付託して、同時に質疑とか色々させていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 暫時休憩とします。

休憩 午前10時54分

再開 午前10時57分

○議長（渡邊千賀雄） それでは会議を再開します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第40号は、総務産業常任委員会に付託し審査すること
にしたいと思いをします。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、本案は、総務産業常任委員会に付託し審査することに
決定しました。

◎請願の付託

○議長（渡邊千賀雄） 日程第9、請願に入ります。

本日までに受理した請願は、お手元に配布した請願書の写しのとおりです。

所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

◎陳情の付託

○議長（渡邊千賀雄） 日程第10、陳情に入ります。

本日までに受理した陳情は、お手元に配布した陳情書の写しのとおりです。

所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

◎散会の宣告

○議長（渡邊千賀雄） お諮りします。

6月3日の本会議は、会議規則第9条第2項の規定により、会議時間を1時間繰り上げて午前9時に開くことにします。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、6月3日の本会議は午前9時に開くことに決定しました。

以上で本日の日程はすべて終了しました。本日はこれにて散会いたします。ご苦労様でした。

散会 午前10時59分

令和4年6月飯綱町議会定例会

(第 2 号)

令和4年6月飯綱町議会定例会

議事日程（第2号）

令和4年6月3日（金曜日）午前9時開会

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	三ツ井 忠 義	2番	中 井 寿 一
3番	小 林 文 廣	4番	瀧 野 良 枝
5番	青 山 弘	6番	中 島 和 子
7番	樋 口 功	8番	風 間 行 男
9番	目須田 修	10番	石 川 信 雄
11番	清 水 満	12番	大 川 憲 明
13番	伊 藤 まゆみ	14番	原 田 幸 長
15番	渡 邊 千賀雄		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	峯 村 勝 盛	副 町 長	池 内 武 久
教 育 長	馬 島 敦 子	総 務 課 長	徳 永 裕 二
企 画 課 長	土 屋 龍 彦	税 務 会 計 課 長	土 倉 正 和
住 民 環 境 課 長	藤 沢 茂 行	保 健 福 祉 課 長	永 野 光 昭

産業観光課長 平 井 喜一朗

建設水道課長 笠 井 順 一

教 育 次 長 高 橋 秀 一

飯綱病院事務長 相 澤 浩 幸

総務課課長補佐 清 水 純 一

事務局職員出席者

事務局書記 関 竜 典

一般質問一覧表

順	議席	氏名	発言事項
1	6	中島和子	地域コミュニティ活性化へ更なる取組を
2	2	中井寿一	人口増アクションプランについて
3	4	瀧野良枝	住民との共働によるまちづくりの推進への取組は
4	10	石川信雄	ウクライナ避難民受入れを
5	13	伊藤まゆみ	1 破損した太陽光発電パネルへの対応は
			2 安心して子育てできる環境の整備を

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（渡邊千賀雄） 皆さんおはようございます。傍聴者の皆さん、令和4年6月飯綱町議会議定例会においでいただきありがとうございます。

これより本日の会議を開きます。

本日は、会議規則第9条第2項の規定により、会議時間を1時間繰り上げて行います。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎一般質問

○議長（渡邊千賀雄） 日程第1、一般質問を行います。質問の順序につきましては、お手元に配布の一覧表のとおりであります。一問一答方式による活発な、分かりやすい質問・答弁を期待しております。なお、質問事項はあらかじめ通告されておりますので、簡潔に発言されるようご協力をお願いいたします。

また、コロナ感染症防止対策のため、事前にご通知のとおり、質問時間は1人40分での対応をお願いいたします。

◇ 中 島 和 子

○議長（渡邊千賀雄） それでは、発言順位1番、議席番号6番、中島和子議員を指名いたします。中島和子議員。

〔6番 中島和子 登壇〕

○6番（中島和子） 議席番号6番、中島和子です。通告に従いまして、順次質問をさせていただきます。

人口減少社会とともに人々の生活様式が変化し、地域活動の脆弱化が懸念される中、どこの市町村でも地域づくり、まちづくりが大きな課題の一つだと思います。私は、集落のつながり

こそが地域づくりの大きな原動力であると考えて、これまでも角度を変えて関連質問をしてまいりました。しかし、今、直面している環境下において、ますます希薄化する地域社会の将来に大きな不安を感じます。改めて、地域住民の自治活動の原点である集落のつながりの必要性を感じて、再度質問をさせていただきます。

3年ほど前ですが、町の回答では、さまざまな形の地域コミュニティをどう維持させていくかは町の存続にとっても極めて重要な課題で、生活スタイルが大きく変化する中、その対応と検証が必要であり、しっかり応援していくとの見解をお聞きしております。

感染症の長期化による人の動きの制限、また、さまざまな思考が点在する今、私たちは地域コミュニティに立ち返り、安心の基盤づくりをいま一度見つめ直すときだと感じています。今、目指す地域再生とは。持続可能な地域コミュニティ形成に対する町の見解をお聞きします。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） おはようございます。議員のあとの質問は、具体的な事業についての取組等々が主体となっています。町長として、町の見解という意味で答弁を申し上げたいと思います。

ご指摘のとおり、飯綱町にとって、集落の存在や活動は、これから不可欠で基本的なものであることは間違いありません。町としても、この存続に向かって精いっぱい努力をしていきたいと思っております。

前にもお話ししたことがありますけれども、基本的な考え方として、いろいろな事業を進めていく上で行き止まったり、悩んだりしたときに、東京大学の名誉教授の神野直彦さんの『「分かち合い」の経済学』という本があります。その中でコミュニティについて少し触れられております。

コミュニティの一番小さい単位は家族です。家族の構成員は、お互いに競い合う組織ではなく、協力し合う組織であることは間違いありません。具体的には、お父さんが稼いだものをそれぞれの家族に必要な応じて分配をし、お母さんは炊事洗濯等々のサービスを提供していく。

しかし、そのサービスを受けた人たちそれぞれについても家族の中での存在感があり、また、それぞれの人たちが家族に何か役割、自分も尽くしたいということを思っている。

この家族の在り方、この中でいろいろな地域コミュニティとして、家族として対応してきたことがたくさんあります。これができなくなったものを、組や組織や区などでカバーしていこうというのが、一つの考え方です。水路を直す、公民館活動をしよう、お年寄りの面倒をなんとか見ていこう、子どもたちの見守りをしてあげようなどというのは地域活動です。

その先生いわく、地域活動というものは、地域の一人一人が、平出や毛野の住民、区・組員であることを非常に誇りに思っているし、みんながそれを認めているという組織でなければ、うまく回転をしていかない。言い換えれば、これは絆だと言っているのです。都会にはこの絆が育たない。地域として地方の役目は絆を育てていくことだと。これからの日本社会が生きていくために必要不可欠なものであるとおっしゃっておられます。

組や区をどうやって存続させていくか。組や区ができないことを今度は行政がどうカバーをしていくか。この視点で、私はこれから何をどうやっていけばいいのか考えていきたいと思えます。その指針になるものを作成していくには、役場からの一方通行ではなく、地域の実情に応じた話し合い等々によって、一つの地域ごとの方向、指針を出していきたいと思えます。

時間がないところ恐縮ですけれども、やはり行政としてもう一つ大事なのは、貧富の格差を解消することによって、みんなが同程度の生活ができる基盤を整えてあげないと、あまりにも一から十の人が混在している社会で、みんなで共同でやっていこうといっても無理があるのではないかと。どうやって富の分配をして、地域が平均的な生活水準として維持していけるか。この2つセットとして考えていくことが、これからの大事な行政の役目だという見解です。

○議長（渡邊千賀雄） 中島和子議員。

○6番（中島和子） 町では集落活性化策として、住民が自分たちで将来の姿を話し合い、自分たちで地域をつくり上げていくという住民主体の集落創成事業を、平成28年度よりスタートさせています。まず、その事業の進捗状況についてお聞きいたします。

先日、配布された公民館報4月号の特集では、6年間で実施または計画の地区は16地区と、

全町の3割ほどであるとして、住民への周知が不十分ではないかなど、現状の取材が掲載されてきました。

これまでの行政報告書から読み取れることは、令和元年度までは活動する集落が順調に増えていたようですが、その後は少し停滞気味のようです。感染症の影響も大きかったと捉えていますが、令和2年度は新たなプラン作成地区はなく、令和3年度は1地区とお聞きしています。事業決算額も令和元年度は約950万円、令和2年度が約420万円となっていました。感染症拡大の中、優先順位は住民生活を守る支援が先だとは思いますが、そんな中でも、状況に応じて実施を続けている地域も多くあることも事実です。

時間をかけて作成したプランを実施につなげるための、進まない地区への調査やサポートの状況をお聞きいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） お答えいたします。今、中島議員のおっしゃったとおり、令和3年度までに集落活性化計画を策定した地区は16地区、3割強という状況です。集落活性化計画の策定のみで事業実施まで進んでいない地区が1地区あります。また、新型コロナウイルス感染症対応の影響により、事業を2年以上未実施の地区が1地区という状況です。

担当課では、計画策定済みの地区に対しまして、年度の初めに当該年度の集落創成事業の計画等の聞き取り調査を行いながら、相談等の支援を行っているところです。コロナ禍で事業が実施しづらい時期ですが、計画策定をした地区のほとんどで事業費は減っておりますが、工夫をしながら事業を展開していただいているところです。ただし、計画策定終了後に事業が停滞している地区につきましては、担当課から地区の代表に、一緒になって考えたいと今も投げ掛けている状況です。地域の現状をしっかりと聞いた上で、集落創成事業により集落の活性化が一步でも前に進むよう、これからも支援をしてみたいと考えております。

○議長（渡邊千賀雄） 中島議員。

○6番（中島和子） 年度が始まったばかりですが、今年度の計画地区はあるのでしょうか。ま

だそういう計画の地区は出ていないのでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） 地区にもよりますけれども、第1四半期の6月ぐらいまでには、実施する地区からは計画が出てきており、毎年の集落創成事業の補助金の決定を出しているところ
です。

先ほどお話をしたように、計画を立てて事業をまだ実施していない地区と、ここ2年行っていない地区については、今、担当者から区の代表の方に、いつでも役場の職員を呼んでくださいとお話をしているところです。

○議長（渡邊千賀雄） 中島議員。

○6番（中島和子） サポートといたしましては、以前、同僚議員による未実施地区への支援策の提案に対し、集落同士の連携を呼び掛けていくとの回答がありました。小規模集落こそ必要な支援事業です。ぜひ進めていただきたいと考えております。

地域担当職員が調整役となり、集落同士が足りない部分を補いながら、新しい地域運営の仕組みができれば、新たな事業も生まれます。その結果、ほかの集落にもモデル地区としての参考になります。今後、連携しての事業の動きはあるのでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） お答えいたします。小規模地区が連携をしながら行っていくのは、町としても非常に重要だと考えております。やはり、集落創成事業を実施していくのに一番大切なのは人材です。小規模集落にはなかなか人材が数多くはいらっしゃいませんので、そういった地区同士で連携をして進めていくということが、町としても非常に重要だと考えております。

ただ、今は、連携の動きはない状況です。小規模集落は計画づくりまで進んでいませんので、各地区に連携をしながら集落創生事業を始めたらどうですかなど、これからしっかりと声掛けをしていきたいと考えております。

○議長（渡邊千賀雄） 中島議員。

○6番（中島和子） 3月議会では、新たに地域おこし協力隊員2名を任用して、集落活性化に資する業務に当たるため、牟礼、三水に1名ずつ配置すると説明がありました。地域の課題の魅力を探り出すために、新鮮な考え方や、ほかの地域での取組の紹介など、新しい風に期待をしたいと思います。町の現状を把握していただくための集落との関わり方や、どのような効果を期待されているのかお伺いします。

○議長（渡邊千賀雄） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） お答えいたします。今年度の当初予算に、新たに集落の活性化を支援する地域おこし協力隊の採用を計画しているところです。

現在、募集の準備をしております。募集人員は2人、採用予定は10月1日からで、来月7月の初めから募集を開始していきたいと考えております。

具体的な業務の内容は、集落創成事業の推進や空き家の利活用等を予定しています。それぞれ町としての集落創成事業の支援と、もう一つ、地域の中に地域おこし協力隊に入っていて、地域の住民と一緒に汗をかいて動いてもらうような活動を期待しているところです。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） 中島議員。

○6番（中島和子） 行政とのパートナーシップ型まちづくりを浸透させるためにも、この事業では、地域をけん引していくリーダーの育成を進めて取り組んでこられたと思います。地域持続のためにも、引き続き協力隊員と連携して活動する人材の発掘は必要と思われます。

事例ではありますが、財団法人地域活性化センターによる令和5年度の助成事業には、地方に向けて頑張る地域応援事業があります。地方創生人材育成伴走型支援事業としてアクションプランを策定して申請し、地域づくりの推進に資する知識、技術等を習得するというものです。近隣では、その人材育成伴走型支援事業に並ぶ一般支援事業に、上田市が取り組む空き家セカンドユース事業が令和4年度の採択事業とされていました。

リーダーの育成の進捗についてもお聞きいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） お答えいたします。今、特に地域を活性化するための具体的なリーダーの育成事業というものは町では行っていないわけですが、この集落創成事業の基本というのは、まずは地域住民の方に集まっていただいて、そこで地域の現状を知っていただいたり、課題を話し合っていたり、将来の夢を語っていただいたりしながら、計画を策定して事業を実施していただくという流れになっております。集落創成事業の目的は、地域活性化だけではなく、そういった事業を繰り返しながら、その集落を活性化するリーダーを育てていくというものです。町は地域に伴走をしながら、人材育成の支援をしてみたいと考えております。

○議長（渡邊千賀雄） 中島議員。

○6番（中島和子） この事業は、女性と若者が半数以上で集落創成委員会を結成するとしていきます。女性の割合と活動状況をお聞きいたします。

集落創成委員として計画に加わった女性の皆さんには、より地域を知っていただくことで女性が地域を学ぶ場を確保していただき、十分に力を発揮され、引き続き町の審議委員として、女性の視点でご意見をいただく、そのような流れが整えば、これまでの充て職だけではなく、各地区からより多くの女性審議委員や女性議員の輩出にもつながると思います。女性の活躍の場への効果が期待できると思いますが、町の見解をお聞きいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 現状については集落創成事業の計画策定における地区が16地区あります。16地区の検討委員は、全委員が166名、その内女性が53名、約3割です。地域において集まりをする中で、女性が3割近くいらっしゃるの、正直に言ってこちらからかなり意識的に「女性の登用を考えてください。区長さん、組長さんお願いします」といった具合に持っていかないと、とても3割の数字は出てこないと思います。

これからも女性の登用については、本当に積極的に進めていきたいということで、今いろいろな委員会の委員も、私から女性の5割を目指してやってほしいということで進めております。

○議長（渡邊千賀雄） 中島議員。

○6番（中島和子） 現在、実施地区が16地区で34地区が未実施となっているようです。今年度は集落創成事業費の予算700万円が計上されていて、今後は各地区で事業に取り組めるように、町でも積極的にアプローチを仕掛けるとしています。

事業の実施には、最大5年間で上限300万円の交付があるとの説明でしたが、感染症で思うように事業が進まなかった地区への期間延長の対応や、未実施地区が多い中です。これから事業を始めようとする地区への支援については、ある程度期間を定めて、令和何年度までにプラン作成しましょうときっかけをつくり、活動を促すようにしたほうが結果は出ると思われれます。新たな計画地区への支援、そして財源の確保についても今後の対応をお聞きいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 集落創成事業は町が単独で対応している事業ですので、議員がおっしゃるとおり町の考え方で、期間は原則5年間で進めてきておりますが、再延長または、今後、基本的に年数をどうするのかということは、私どもの判断で議会にお諮りをしていければと思っております。

未実施の地域は、本当に切ないことですが、旧牟礼村地区のある区長さんから「申し訳ないけれども、今後、区としての活動はやりたいけれども取り組めない」と。人材がない、道普請をやるといっても、みんな小さい鎌を持ってきてだけでシャベルを持てる人がいないという現実も見えてまいりました。

広域の何とか地区と総称する地区があります。今後そういう地域の単位で取り組めるように検討して進めていきたいと思っております。

○議長（渡邊千賀雄） 中島議員。

○6番（中島和子） この事業を進めようとしている住民の方から、ほかの地域の事業内容や、

その効果を知りたいとのお問い合わせをいただきました。1年前の広報で「特集 集落の将来を地域みんなで考えよう！」として集落創成事業が取り上げられていましたので、そのコピーとほかに資料になるものをお渡ししました。事業立ち上げどきの苦労や工夫してクリアできたことなど、参考になる現場の取組状況や成果など、広報誌に扱うことも事業の周知には効果的と思われます。住民が自主的な活動をしていく意識を育成してもらうこと、ときには集落同士で検討会を計画することもいいと思います。この事業の住民への周知がまだまだ必要だと考えておりますがどうでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） お答えいたします。一般住民への周知というのは非常に重要だと考えておりますので、広報紙やホームページへの掲載、活動している内容を地域の皆さんに発表する場の検討など、いろいろ考えていきます。

また、毎年度の区長・組長会の際にも集落創成事業について、ぜひ取り組んでいただきたいと時間をかけて説明をしております。これからも引き続き努力をしまいたいと考えております。

○議長（渡邊千賀雄） 中島議員。

○6番（中島和子） 次に、事業開始が早かった中宿地区、横手地区は6年目を迎え、既に事業も終盤と思われます。

この事業は、集落が活気づくことで、持続可能な将来の地域づくりを目指すことが目的だと思われま。事業終了後の地域の活性化と持続性への効果、そして事業の発展性など、全体的な評価を改めてお聞きいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） お答えいたします。各集落において、多様な世代が集落の現状や課題を話し合っていたり、未来の姿を考えたりしながら、実際に集落創成事業に取り組んで

いただいている状況です。このことについて地域からは、集落創成事業を行ったことで、今まで地域に関わりが薄かった女性や若者に地域への愛着心が生まれ、地域コミュニティの強化につながったという声を町にいただいております。

集落創成事業により、住民に集落のことを自分事として考えていただいて、住民の当事者意識が生まれてきていることについて、町は高く評価をしているところです。地域を良くしていくことを誰かがやってくれるのではなくて、自分たちで行っていく活動の積み重ねが、地域の誇りを取り戻すことになって、集落の活性化や持続可能な地域づくりにつながっていくと考えています。

○議長（渡邊千賀雄） 中島議員。

○6番（中島和子） 生活の基盤である集落運営を強靱なものにするために、この事業の役目は大変重要だと思います。自分の地域を知り、自分たちで何かできることを見つけ、関わっていくことが地域の暮らしを豊かにすると考えます。地域コミュニティは一回りしてもとに戻る。原点回帰という言葉があるように、基本に戻り、本来の意味を思い起こし、そして前進することだと思います。

2年以上も続く感染症が終息して日常が戻ったときに、希薄なつながりが残ってしまうことは残念です。集落創成事業がその目的を果たすためにしっかり機能すること、人が動くことが将来の町の活性化につながると考えます。

続きまして、移住者との良好な関係を築くための地域コミュニティの在り方についてお聞きいたします。

国勢調査による、飯綱町の令和7年度の推計人口は9,300人とされていました。町は子育て世代の転入が期待されることから、令和8年度の将来人口は1万人確保を目指すとしています。若い世代の転入者など、この町を気に入っていただき、住んでみようと思われる移住者の皆さんをお迎えすることになります。

そして、ご近所に引っ越された移住者の皆さんとは、地域においても良好な関係に思っております。行政窓口では、移住者の皆さんに引っ越し先の地区の自治組織などのご案内はされ

るのかお聞きいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 藤沢住民環境課長。

〔住民環境課長 藤沢茂行 登壇〕

○住民環境課長（藤沢茂行） 転入のときの自治組織への対応ということでよろしいですね。お答えいたします。

窓口対応としては、転入手続き諸般、上下水道等いろいろと行います。そのほかに入居届をつくっています。各入居地区の代表者、牟礼地区でいいますと組長さん、三水地区だと各区長さん、組長さん、窓口ではそちらの方の連絡先をお渡しして、転入者にはそれぞれ入居届を書いていただいて、そちらの組、あるいは組長さんへ届け出て、いろいろごみの収集などありますので、それぞれの自治へ問い合わせ、連絡するようにお願いしているところです。

○議長（渡邊千賀雄） 中島議員。

○6番（中島和子） 行政の方がどこまで仲介できるかということは微妙なこともあるかと思えます。行政は移住者を選択できないことも承知しております。

しかし、住民からは、隣に引っ越された方の顔もよく知らないので、どうお付き合いしたらいいか戸惑うし、区や組に所属していただけたらいろいろなお誘いもできるのになどのお声を聞きしております。ほかの地区においても同様に、接し方に困惑しているケースがあることをお聞きいたしました。個人のモラルもあり、区や組の自治との関わり方も考え方もさまざまですが、ローカルルールを理解をしていただき、せめてご近所さんぐらいにはお互いに調和を築くためにも一声声掛けをお願いするなど、窓口での対応は難しいものでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 機械的な窓口の処理を目指す中において、極めて人間的な扱いを窓口で希望されているという。これは大事なことだと思いますが、そのサービスをうれしく思う人と、余計なサービスだと考える方といろいろいらっしゃいます。その中で、藤沢課長が申し上げましたとおり、町として今、最低限のサービスというか人間らしい連絡事項をさせていただいて

います。

電子社会がどんどん進む中に、どうやって今のご希望のようなものにしていくか、その意味では窓口としていろいろと研究していきたいと考えております。

○議長（渡邊千賀雄） 中島議員。

○6番（中島和子） 行政の対応としては、区や組長さんの連絡先をお伝えしているということでしたが、地区によっては代表の方と一緒に回って紹介があり、ご近所付き合いがスムーズに行われているところもあります。

町のホームページ、移住定住支援サイトでは、キャッチコピーである「飯綱町に住もう。日本一女性が住みたくなる町へ」に続き、生活情報では、近所付き合いは都会に比べて関係性が濃い、区や組の活動はやれる範囲の互助活動を通して、地域とのつながりを強めてはいかかなどと記されてはおりますが、移住者を迎える以前に、飯綱町の特色として近隣同士の良好なお付き合いをもう少しアピールすることはできないかと思えます。

観光PRと移住PRは違います。ローカルルールはあっても、住んでみたら温かい町だったと移住者の皆さんからお聞きできるような対応をと思えますがいかがでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 望ましい人間らしい生活、隣近所であいさつをし、お付き合いをし、隣の子どもも自分のうちの子どものようにかわいいというのは非常に大事なことだと思います。それを育てていくのは行政よりも地域だと思っております。ただ、その地域の皆さんとの最初の関わり合いのスタートを、町としてどういうサービスを提供してあげればいいのか検討したいと先ほど申し上げました。

○議長（渡邊千賀雄） 中島議員。

○6番（中島和子） 地域住民の安全を地域で守るためにも、集落のコミュニティは欠かせません。万が一災害が起きてしまったときにも、声を掛け合い、一人も被害者を出さず助け合えることができるような日頃の関係づくりは大切です。

飯綱町地域福祉計画でも声掛けは地域の絆であるとしています。移住者の皆さんも、相談できる人、困ったときに助けてもらえる知り合いなど、人のつながりを求めています。関係の距離感は、都会よりも地域の人とのつながりのほうが良好な関係性を築けていると話される移住者もいらっしゃいます。できるだけ自治組織にご参加をいただき、日頃の円滑な関係性を築いていただくことが、災害時に強い町になれると考えますが、その辺りはどうでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇〕

○総務課長（徳永裕二） お答えいたします。区・組の自治会等につきましては、同じ地域に住む人たちが自主的に運営されている最も身近な住民自治組織です。日頃から住民同士の親睦や交流を通じて、その地域の共通の課題に取り組むとともに、生活環境の維持や、高齢者の見守り、子どもの安全対策、今お話がありました災害時における助け合い、防犯活動等が、安全安心で住みよいまちづくりを進める上で重要な役割を果たしていると思っております。

しかし、自治会組織に加入の呼び掛けを行っても、なかなか加入の必要性やメリットを理解してもらえないということもお聞きしております。呼び掛けの方法や、手段が十分でないと考えられる中で、町では区長さん、組長さんなどのご意見を聞きながら、移住された方などに向けて、自治会等の加入を呼び掛けるパンフレットのようなものを作成することも必要ではないかと考えております。今後このような検討もしてまいりたいと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 中島議員。

○6番（中島和子） 時間が押していますので最後の質問です。

移住者からすれば人間関係が濃厚で付き合いに疲れる、また消防団や公民館事業など密なコミュニティを面倒と感じている人が多く、若者や移住者からは昔から伝わる伝統行事への縛りが負担であるとお聞きしています。しかし、今は弊害を少なくして改善された面も多くあります。そして、行事などに興味を持ち一緒に楽しんでいる方もいらっしゃいます。

移住をお考えの方は自分に合った暮らしを求めてホームページを開き、行政を訪れ、この町に何度も足を運び検討をされると思います。

本来、移住者を迎えるには、ニーズに応じて段階的な交流支援をしていく、飯綱町をよく知っていただき、移住者の思いの受け皿を確保すべきだと思っております。その上で集落での良好な関係づくりができれば、移住者の定住にもつながると考えますが、見解をお願いいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 時間もあれですので端的に申し上げたいと思います。

移住者の人たちが最終的に公民館活動や消防団にも入っていただくなど、水路の泥上げなどの地域活動にまで参画をしていただけるようにつながっていけば幸いだと思っております。

その手前の段階として、今の時代、旧態依然の考え方の地域に来たのだから地域のルールに従えと、こればかりだとなかなかうまくいかないと思っています。趣味やグループ活動、スポーツなどを通じて、徐々に地域と交わるようなフィールドを用意してあげるのが、これからの行政の一つの役目かと思っております。

また、各地域に公園等々の設置を考えております。公園に移住の人たちがみえて、今までこちらにいらっしゃる人たちと子どもを通じてお知り合いになるなど、いずれにしても知り合う機会を大いに設定するようなことを考えて、最終的には地域活動に参加していただけるように結んでいきたいと思っております。

○議長（渡邊千賀雄） 中島議員。

○6番（中島和子） まとめます。

人々の暮らしは横のつながりと生活の豊かさは比例していると感じています。地域全体の活力は人を引き寄せます。移住者も増え、人と人とのつながりは新たに人を呼び込む力があるのではないのでしょうか。迎える側も迎えられる側も自然に暮らせる町に、緩い縛りの中で快適な地域コミュニティの構築ができればと考えます。持続可能な町の暮らしへ、町の存続のためには、私たち住民は生き生きとした地域コミュニティづくりへ努力を続けたいと思っております。

これで、私の質問を終わりにいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 中島議員ご苦労さまでした。

それでは、暫時休憩に入ります。再開は9時55分からとします。

休憩 午前 9時42分

再開 午前 9時55分

◇ 中 井 寿 一

○議長（渡邊千賀雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。一般質問を続けます。

発言順位2番、議席番号2番、中井寿一議員を指名いたします。中井寿一議員。

〔2番 中井寿一 登壇〕

○2番（中井寿一） 議席番号2番、中井寿一です。前回の答弁で、飯綱町の人口目標は「減」ということを聞いて、大変がっかりしています。直近の数年間でいいのですが、自然減と社会減はどうなっているのか、お聞きします。

○議長（渡邊千賀雄） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） お答えいたします。まず、直近で令和3年の自然増減はマイナス130人です。続いて、社会増減ですが、令和3年はマイナス12人です。これは年度ではなく、年でございます。平成24年から令和3年の10年平均の数字は、自然増減がマイナス116人、社会増減がマイナス38人です。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） 中井寿一議員。

○2番（中井寿一） ありがとうございます。

飯綱町過疎地域持続的発展計画、以降は過疎計画と言わせていただきます。そこに人口の目標（推計）として、令和8年に1万人と記載されています。目標と推計とは少し意味が違うと思います。推計は今までの平均的な自然増減と社会増減で来るものだと思いますが、目標は、恐らくそれよりもずっと上になっていると思います。この辺の令和8年に1万人というのは予想か、それとも飯綱町がやろうと思っている目標ですか。どちらでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） 総合計画では、令和8年は人口1万人の維持を目標に挙げております。

○議長（渡邊千賀雄） 中井議員。

○2番（中井寿一） では推計、要するに何もしない場合は何人ぐらいになっているのでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） まず、推計値ですが、これにつきましては5年ごとの国勢調査の数字で出しております。令和2年の国勢調査人口が1万296人で、目標年の直近の令和7年の推計値は、まず何もしないといえますか、社人研が出している推計値では9,307人でございます。

先ほど子育て世代の人口が増えてきているというお話もありましたが、実はこれまで子育て世代は社会減だったのですが、平成27年以降は社会増に転換しているところです。町としては、これからもこういった地方回帰の流れや町の子育て支援施策などのさまざまな施策がありますので、それによってさらに子育て世代の社会増が増えてくるだろうと予測し、社人研の推計値よりも700人ほど上乗せした町の独自推計を出しているところでございます。

○議長（渡邊千賀雄） 中井議員。

○2番（中井寿一） 町の努力で700人はとてもいいですが、もっとプラスに行くといいと思います。

次に行きます。町営の賃貸の建設は、福井団地のアパートも含めて15年間にわずか44世帯分しかありません。そのうち、約半分が元々町内在住だった方々も含めての町外からの移住です。計算すれば、年間平均1.5世帯分、人数にしても6～7人ぐらいでしょうか。

建設の数が少し少な過ぎるのではないかと思います。特に、直近の賃貸の応募倍率は4倍となっています。大変人気だと思うのですが、まだ需要はあると思います。過疎の指定になったことでもありますので、この辺の住宅の建設等について、改善の計画はあるのでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） まず、44世帯分の建設が多い、少ないという判断につきましては、どんどん造っていければいいという希望は持っておりました。しかし、飯綱町が合併したその後の行政需要というものは、大変いろいろなものが多くありまして、住宅建設にばかり投資をしているわけにはいきません。

また、県内でも一、二を誇る福井住宅団地があつて、そこにまだ建設されていない土地がかなりあるという現実を踏まえた中で、町が経営する賃貸住宅をどんどん造りたいという提案を私が議会に提案をしても、もう少し慎重に考えたほうがいいのかというご意見もあるだろうと推察しています。その中で、より良い補助事業等を入れて建設してきたのが44世帯とご理解いただきたいと思ひます。

ただし、福井団地を含めて、造った住宅は非常に人気も高く、若者・子育て世帯の入居がその地域に集中したということは間違いございませんでした。

今後につきましては、今ご指摘の過疎債を利用する等々、または民間に補助金を出すような形を取って、住宅建設を増やす方向に行きたいと思つております。

○議長（渡邊千賀雄） 中井議員。

○2番（中井寿一） 過疎計画では、社会増の目標が55人になっております。世帯数でいうと、4人家族として14世帯です。これは非常に意欲的でいいと感じています。

ただ、これは今までの平均のほぼ10倍のペースです。先ほど言ったのは、町営の賃貸だけの話ですけれども、今度は公営・私営を含めて、10倍のペースで賃貸を用意すると。空き家もあるかもしれませんが、空き家はかなりマッチングの問題もありますし、そんなに当てにはできないと思ひます。

その10倍のペースで公営・私営の賃貸を用意しなくてはいけないのですが、これからそういう予算付けができるのでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 町営住宅の建設については、今の10倍のペースで建設するという計画は全くございません。今年度予算で今回もお願いをしました焚荒地区については、住宅1棟ということでやっていますけれども、願わくば、この後、赤東地域等々に、1年に2～3棟ぐらいのペースで建設ができていけばベターだと思います。それに対応するだけの財政措置というものは、今の過疎債等々の利用で十分可能だろうと思っております。

55人ぐらいの転入を目指していきたいというのは、先ほど申しましたとおり、町営住宅だけの転入ではなく民間も含めて、あらゆる関係で社会増にしたいということで、自然増で100人減っても社会増で50人増えれば50人だけ人口が減るので、10年で500人というペースなら、何とか頑張っていくうちに、ここを乗り越えていけるだろうという目安でございます。

○議長（渡邊千賀雄） 中井議員。

○2番（中井寿一） 次に行きます。

教育は飯綱町の売りと言いながら、実際にその人口増につながっていません。教育を目的に移住してきた人は、残念ながらいません。

実際に、長野市に移住してきて、飯綱町内のフリースクールに通わせているご家族にお聞きしたところ、賃貸がなかった、空き家も適当なものがなかったとおっしゃいました。特に、田舎に引っ越してくるのが嫌という声はありませんでした。どちらかといえば田舎のほうが好きだという方でした。

教育を目的に移住する方に聞いたのですが、通常、移住を決めるタイミングというのはだいたい前年だそうです。前年の早ければ8月ごろから、あと9月、10月となっています。そのタイミングでは、公営住宅の公募がなかったわけです。町の賃貸というのは、だいたい公募は正月を過ぎてからです。そういった意味で、教育を本当に目的とする方にとってみると、タイミングが合っていない。このことについて、何かいい案があるかどうか、お聞きします。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答え申し上げます。中井議員から飯綱町の教育についてありがたいご意

見を頂戴しているのは感謝申し上げます。

確かに、私も飯綱町というところは大変教育に手厚い対応をしているというお話を聞いたときは非常にうれしく思いますし、それなりのことはしていると思っています。町の宝である子どもたちに、整った教育環境を用意してあげたいという気持ちで教育に力を入れてきております。

教育は飯綱町の売りというご意見ですが、売りというつもりではなく、結果として高い評価をいただいていると思っています。

今のお話のように教育を目的にここへ転入したいという希望があることは、以前から、町の幼稚園ではありませんが幼稚園等々でありましたけれども、ここへ来てもらうには、教育だけではなく、医療や福祉、住宅環境など、さまざまな条件が整備されないと、実際の転入というのはなかなか難しいだろうと思っています。

そんな中で、当面やはり足りていない、必要だと思うのは、住宅環境の整備だと思っています。今の話の教育関係で転入したくても住む家がないこと、これが大きな問題になっていることは事実だと思っています。教育に魅力を感じていただいて、転入を希望されるというのは非常に町としてありがたいことです。

しかし、教育に限ってその人たちの住宅の条件を整備してあげるとするのは、若干行政として、今の時点ではグッドアイデアが出てきません。といいますのは、町として少し大きな企業も誘致をしました。学校の跡地利用、または新たに新規就農でここへ転入してきたという人もおりました。また、飯綱東高原に今回も観光労働者といいますか、観光事業の従業員でだいぶいろいろな人が転入してきたのですが、こういう人たちも家が欲しくてここに定住したいと思っています。この人たちの要望と、一種の教育といいますか、フリースクールも大きな意味で一つの学習の場と思います。

おっしゃりたいことは、もう少し早く4月に間に合うように、その人たちを対象にした募集をし、その人たちのための住宅を用意すれば人が増えるのではないかというご提案だと推察をいたしますが、おっしゃるとおりのことを進めていけば、私たち企業人は、飯綱町には要らな

いのかと。これは違ふと。何とかそこら辺をクリアしたいということで、空き家利用や今の民間の住宅、町営の住宅建設をうまく絡み合わせて進めていきたいと思っています。

○議長（渡邊千賀雄） 中井議員。

○2番（中井寿一） 次に聞こうと思っていたことを言われましたので、少し飛ばします。民間の公募や賃貸の公募で、教育目的用に一枠ぐらひは先行予約という案を出そうと思ったのですが、もう否定されましたので、飛ばして次へ行きます。

小学校の校長先生たち何人にもお話を聞きましたが、例外なく、飯綱町の教育環境に注ぐ情熱は素晴らしいとおっしゃっています。私ももちろんそうだと思います。

ただ、実際には、飯綱町の小学校に通わせたくて移住したという話は、やはり聞こえてきません。確かに、フリースクールと違って、その小学校に行くには移住してこないといけないため、少しハードルが高いので、なかなか難しいかと思ひます。それでも、問い合わせの数ぐらひはそこそこあってもいいと思うのですが、せいぜい1件ぐらひです。これは、小学校の情報発信能力の問題なのか、それとも、町が考へているほど魅力が伝わっていないといひますか、ほかの人にとっては魅力ではないのか、どのようにお考へになつておるのかお聞きします。

○議長（渡邊千賀雄） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） お答へ申し上げます。飯綱町の教育環境についてですが、これは公立の小中学校ですので、飯綱町の学校といひましても、カリキュラムや教育課程については文科省の定めにとつてやっております。飯綱町だけ信濃町や長野市とは違ふことをやっているとすることは全くありません。

その上で、例えば飯綱町は、地域学習を大事にしており、学校運営協議会を組織して、地域の方が日頃から学校教育に協力してくださっています。朝の見守りから始まり、授業の中のいろいろな地域学習の講師など、いろいろなところで協力をしてもらっています。これが飯綱町に来ていただいた、特に長野市のような大きなところから来た先生たちからすると、本当にきめ細やかな教育をしているということで高い評価をいただいています。給食のおいしさも定評

があります。そういったことに対して町が補助をしたり、情熱を傾けてやっていることに関しては、飯綱町としても教育委員会としても自負をしております。

ただ、だから飯綱町に学校教育を目的に来てくださいというのはまた少し別の次元だと思います。移住を決められる方というのは、いろいろな要素を総合して、飯綱町に移住をして来られる。そして、移住してきて、子どもを地元の学校に入れたら、いいところだった、補助金もたくさんもらえて本当に素晴らしいと思っていただければ、それはうれしいことです。

例えば、私も何年か前に少し試算したのですが、飯綱町の場合は、生まれてから18歳で卒業するまでに、いろいろな形で手当や祝い金などの補助金を含めると、だいたい1人のお子さんに60万円ぐらいの補助を出しています。それを長野市に求めたらできるかといったら、それはできないと思います。

60万円の補助があるから、みんな飯綱町へ来ればいいじゃないかと言うと、やはりそこで暮らして、家族の生活を営むということは、そういう単純な問題ではないと思います。ですから、あまりそういうことだけに視点を当てた移住政策という、それはまた逆に町民の理解を得られなかったり、本来の教育活動を少しゆがめる形になるのではないかと私は危惧しております。

ただ、これからも移住される方、または今もずっと住んでいる方や町外の方から見ても、飯綱町の教育は素晴らしい、うらやましいと思っていただけるように、それは物理的なものだけではなくて、地元の子どもがふるさとに誇りを持ってたくましく育っていく、そういう心の通った教育に努めていきたいと思います。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） 中井議員。

○2番（中井寿一） 飯綱町の小学校の魅力の一つは、実質20人ぐらいの学級になっていることだと思います。これは皆さんに賛成していただけると思うのですが、35人と20人を比べれば、20人のほうがはるかに子どもと1対1で接する機会ができて、子どもの成長にとって非常にいいと思います。

実は、決して求めているわけではないたまたまの20人学級ではなく、正式に飯綱町として「20人学級をやる」と宣言すれば、もっと人が来ると思いましたので、それをある校長先生にお尋

ねしましたら、できないと。理由が、教室がないからということです。

例えば牟礼小について言うと、1学級2クラス分の教室しかないからできない。もう一つは、ただでさえ今は加配の先生を町から付けていただいている。それだけ予算をかけていただいているのに、これ以上求めることはできないとおっしゃっていました。本当に立派な校長先生だと思います。あるいは、この校長先生が20人学級に消極的なだけなのかもしれません。この校長先生の「教室がないからできない」「予算的な問題でできない」という回答について、町は正当だと思うのか、どう思われますか。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 教育長もいらっしゃるのであれですが、町の財政的な面では、予算を付ければ補充の先生の確保などの対応はできると思います。しかし、今35人とおっしゃっていますが、基本的に長野県はみんなで30人でやってみようという状況です。その中で、飯綱町は20人にしますというのはどういう理由からでしょうと、例えば県の教育委員会から聞かれた場合に、「だって、少ないほうがいいでしょう」「何を言っているんですか。小規模校で子どもも少なくなったから、学校を統合して大きくしようという議論もあったじゃないですか」という世界で今、動いてきている中、そういうものをきちんと整理した上でのお話でない、一校長のコメントに、20人は大いに賛成だから予算を付けていきましょうなど、そういうコメント自体、私はこの場で申し上げるべきでないと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 中井議員。

○2番（中井寿一） 実は、私も予算の問題や教室がないなどの理由は当然だと思っていました。これを当然と思った方がもしいらっしゃったら、頭のねじを1本外してほしいと思います。

私も最初は当然だと思いました。ただ、頭のねじをそこで1本外して考えを一つ進めたのですが、与えられた条件の中で頑張るのはゲーム上大切です。予算などいろいろあります。でも、われわれは今、ゲームをやっているわけではなく、飯綱町の生き残りを懸けて戦っているところだと思います。これは人口増です。別に自分で予算の話などの勝手な壁をつくる必要はあり

ません。

例えば、教室が足りなければ、プレハブでもトレーラーハウスでも持ってくればいいですし、予算がかかるとおっしゃいましたが、もしそれで1家族4人が移住してくれば、町の活性化が期待できます。何よりも金銭的な話では、地方交付税がその分増えます。一説によると、1人15万円で、4人家族が来ると720万円です。たぶん、町長がおっしゃっているいろいろな波及効果を考えると、1人当たり30万円でその倍になります。それだけのお金が入ってくれば、教師を1人増やしても十分ペイする話です。

こういうところで下手な壁をつくって、現状維持や、あるいは本来の目標を諦めてしまうのは、みんなでやめてもらいたいと思います。もちろんできないかもしれませんが、人口増で本当にプラスに持っていきたいという、やらなければいけない目標があるのであれば、それを達成するにはどうするか。できない理由ではなく、やるにはどうするか、皆さんの考えを少し変えてほしいと思います。

そこで、一つ町長にお聞きします。飯綱町の究極の目標で、一番上位に来る目標は何でしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） これはどこの首長も言うと思いますが、町民の安全と幸せです。これ以外にありません。

○議長（渡邊千賀雄） 中井議員。

○2番（中井寿一） すみません、それは私の考えでいうと少し違うと思います。一番の目標は人口増です。このまま放っておけば、飯綱町は消えてなくなります。人口増を一番上の目標に持ってきて、その下に、例えば「日本一のりんごの町」や「日本一女性が住みたくなる町」、安全などが出てくると思います。ここの順序を間違えてしまうと、もちろんやっているからいいのですが、結局町が消えてなくなってしまいます。

牟礼村と三水村の合併のときに、ある助役に質問しました。合併の特例措置がなくなる10年

後はどうになってしまうのかとお聞きしたら、「10年後なんて、どうなっているか分からないよ。考えないんだ」と。とんでもないです。私個人ですら、50年、100年、200年先を見て自分の行動を考えています。ですから、飯綱町も本当に50年、100年先を見て、人口が減ってそれになくなってしまってもいいのか、結局、長野市と合併になってしまうのかもしれませんが、50年、100年先を見て、飯綱町が元気でいられるように、人口増を究極の目標、一番上の目標に、その下に各種いろいろな目標があると思いますが、こういうふうを考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） あえて申し上げますが、究極の目的が人口増という考えは全くございません。いろいろな事業をやって、日本一のりんごの町、日本一女性が住みたくなる町、日本一子どもたちがすくすく育って伸び伸びと生きる教育が受けられる町にしたから人口が増えてきたというのが私の目指すところであって、人が増えたら幸せと一緒に付いてくるというのは、逆の意味では、これから長い年月をかけて議員からいろいろご教示いただきたいと思いません。

○議長（渡邊千賀雄） 中井議員。

○2番（中井寿一） これで終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（渡邊千賀雄） 中井寿一議員、ご苦労さまでした。暫時休憩に入ります。再開は10時40分にします。10時40分まで10分間休憩します。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時40分

◇ 瀧野良枝

○議長（渡邊千賀雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。一般質問を続けます。

発言順位3番、議席番号4番、瀧野良枝議員を指名いたします。瀧野良枝議員。

〔4番 瀧野良枝 登壇〕

○4番（瀧野良枝） 議席番号4番、瀧野良枝です。通告のとおり質問してまいります。

毎回恐縮ですが、時間が限られておりますので簡潔なご回答にご協力をお願いします。また、本日は若い皆さんにも傍聴いただいております。ぜひ後半にあります若者会議の質問までしっかり質問できればと思っておりますので、ピッチを上げてまいります但よろしくをお願いします。

それでは、第2次飯綱町総合計画後期基本計画の「誰もがあらゆる分野でいきいきと活躍できる環境づくり」のテーマに沿ってお伺いします。

初めに、町や地域の課題の認識・課題解決のための取組強化についてですが、地域づくりを担う組織といいますと、集落での自治会や公民館、PTA、社協やNPOなど、さまざまな団体がさまざまな方法で活動されております。それらの多様な関係者を横につないで形成される地域運営組織、いわゆるRMOの可能性についてお伺いします。

現在、町では集落創生事業を展開しております。先般の同僚議員の質問にもありましたが、これはそれぞれの集落での話し合いを経て、集落の現状把握、将来像を描き、その達成のための活動をします。基本的には5年間という期間に設定されておりますが、この期間の活動によって、その先も集落が活性化されるという継続性を常に意識すべきかと思ひます。ただ、実際に継続的な活動と考えると、もちろん運営資金という問題もあるかと思ひますし、実働部隊といひますか、実際に動ける人材にも変動があり、なかなか厳しい面があるかと思ひます。一過性のもので終わらないための仕組みづくりが重要であると思ひます。

また先ほどの答弁の中で、全体の3割程度の実施状況だということでしたが、実施状況が少ない中でも、この集落創生事業をきっかけに育ってきた自治の芽というものを、さらに他団体との連携により、多機能で持続可能な取組に展開していくRMOへと育てていくという可能性については、どのように考えますか。またそういった動きに対して、町としてはどのような支援が想定されますか。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答えいたします。先ほどの中島議員ともいろいろ議論をさせていただきましたけれども、ご質問のとおり、地域の中のいろいろな団体へのネットワーク化は、これから絶対大事だと思います。今、町の集落創生事業は、まだ16地区程度ですけれども一定の評価をさせていただいて、もう一回この事業の在り方、そして事業が終了した後の地域へのケアをどうしていくか、その辺りも含めて大いに検討していきたいと思っています。

○議長（渡邊千賀雄） 瀧野議員。

○4番（瀧野良枝） 他の自治体の例を申し上げますと、飯田市では、自治会をはじめ縦割りであった組織を横断的な住民組織へと再編、効率的なまちづくり組織として運営をし、それまで分野ごとだった補助金を廃止して、総合的なパワーアップ地域交付金として創設し、地域活動の財源として柔軟に活用できるようにしているとのこと。また、人的支援として、旧町村単位に自治振興センターと公民館を併設するとともに、地域に足のついた政策立案できる職員を育成する取組をされているとのこと。

また、中山間地域の人口減少や高齢化を受け、特に農用地保全活動や農業を核とした経済活動にプラスして、地域コミュニティの生活支援活動を連携して行う農村型地域運営組織、農村RMOの形成支援が国から示されております。先般3月10日には、農村RMOシンポジウムが開催され、私もオンラインで参加いたしました。具体例として、高齢者でも栽培管理しやすい作物の導入による農用地保全、バス活用による高齢農家の農産物出荷、農産物出荷と買い物支援との複合、子ども食堂、高齢者施設における農産物の販路拡大の取組など、農業と一体的に実施する生活支援活動が示されておりました。この農村RMOについて、町の考えとしてはいかがでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） お答えいたします。先ほど瀧野議員がおっしゃったように、この農村RMOの形態につきましては大変いい取組と考えておりますので、町としては、こういう取組がなされるように側面から支援していきたいと考えております。

○議長（渡邊千賀雄） 瀧野議員。

○4番（瀧野良枝） 続いて、農村 RMO の活動の下支えとしても示されております中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払交付金での町の課題についてお伺いいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 平井産業観光課長。

〔産業観光課長 平井喜一郎 登壇〕

○産業観光課長（平井喜一郎） お答えいたします。各集落の高齢化等に伴う人材の不足、担い手等の減少により、取組活動の停滞、衰退が危惧されるほか、交付金をより効果的に活用していくためのアイデアや活力が不足している状況であることが課題となっております。

○議長（渡邊千賀雄） 瀧野議員。

○4番（瀧野良枝） どの問題でも人材不足が懸念される場所ですが、この中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金は、農地維持の効果に期待がかけられる一方で、交付金を活用して何か新しい仕組みがつかられない限り単なる5年ごとの延命措置であるという指摘もあり、地域の内発的な発展を促すために集落の一体性を高める必要があるとも指摘されております。ただ、今お話をお聞きしたように、効果的に活用できなかつたり、活力が失われているということだと、なかなか難しいところかと思えます。

そのような中で中山間の第5期からは、加算措置の中に集落機能強化加算というものが始まっております。高齢化率44.1%の岩手県花巻市の高松第三行政区では、地域運営組織が中心となり、農業・福祉・交流を柱にさまざまな組織と連携した、独居世帯の見回り、交通弱者の外出支援、地元農産物を使った配食サービス、高齢者世帯の除雪の4つの具体策を講じているとのこと。農家だけでは農地や農村の暮らしを守れなくなるという思いから、全世帯参加の方針を強く打ち出し、縦割り型対応になりがちな分野に対する地域運営の総合化を目指しているとのこと。

この点について、町として人材不足というところがありますが、集落機能強化加算制度の取組の可能性というものはやはり難しいということでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

[町長 峯村勝盛 登壇]

○町長（峯村勝盛） ご提案の制度は承知しておりました。しかし、現状を申し上げますと、中山間地域の本来の制度を維持していただいても、正直言って精いっぱいという状況が見え隠れしております。農水省はよく提案をしてきたと思いますけれども、農村地域全体を維持していくためには、総体的に取り組まない限りは集落の維持は難しいという判断のもとで、福祉からビジネスから、まさしく人材もですけれども、みんな農政のその事業でやろうというご提案なのですが、その前提として、まず農地をどうやってしっかり維持していくか、そこをもう一回原点からやり直さなければ、ステップアップはやりたいけれどもなかなか難しいというのが現状です。

○議長（渡邊千賀雄） 瀧野議員。

○4番（瀧野良枝） 今おっしゃっていただいたように、国としてもこの集落機能追加加算の背景に意図されるものとしては、地域コミュニティーのより一層の強化の必要性というか危機感というものが読み取れるかと思えます。お話しいただいたように、今のこの制度の取組だけで精いっぱい新たな加算へ取り組む余力がないとか、加算をどう利用すればよいか分からないという意見も多いとのこと。

この点、高知県では集落活動センターというものを設置しておりまして、集落の実情に応じたオーダーメイドの活動により、集落機能を維持していくための仕組みづくりをセンターで担うこととしております。このセンターに関しては、ハンドブックも発行されておりまして、その中には各地域での事例紹介だけでなく、活動拠点の立ち上げの際の具体的な手順、事業継続や拡充に向けたヒント、運営上の課題解決、法的な問題まで具体的に掲載されています。

町長は、この集落機能の強化という前に、農用地の保全を大切にしたいということでしたが、この活動センターのような中間支援組織というものが形成されることによって、本来の農用地保全や、さらにステップアップさせた加算制度などに取り組もうとする集落の活動のきっかけというか発展につながると思えます。こういった中間支援組織の形成についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 本当に大事な提案だと思っております。大きくは中間管理機構というのが県のほうにあります、そこまでしっかりとした法人ではなくても土地の利用について仲介の労をとるような組織を検討しないと、ただ土地を守れと言っても非常に難しいと思います。

先ほどの中島議員の、地域の集落と転入者の交流をもっと密にというご提案の中にも、例えば普光寺に移転してきた場合には、あなたに家庭菜園用の農地が用意してあります。これは家庭菜園法に基づいてそういう法的な手続きもやって農地があるのですと紹介を受ければ非常にありがたいし、違った意味では、あまりうれしくないですけども、大きな意味で企業の農地保有への検討というものもそろそろ考えていかないと、総合的な意味での農地保全が難しいだろうと思います。その辺りを検討するのはどういう組織でそういうことをやるのか、JA や町や関係者の中で、農地の中間管理、保有、所有、今後の在り方について、どういうことをすればいいのかを検討する機関は、実働部隊として必要であるというご意見に賛成です。

○議長（渡邊千賀雄） 瀧野議員。

○4番（瀧野良枝） 次に移ります。地域内外、世代を超えた交流機会の確保という点ですが、住民が自発的に行うまちづくりへの支援について、続いてお伺いします。

地理学者の宮口侗迪氏が地域づくりの考え方について、時代にふさわしい新しい価値を地域から内発的につくり出し、地域に上乘せする作業であると提唱をしております。この内発的という部分が非常に重要であると思います。

現在、町ではまちづくり、地域づくりにおいてさまざまな支援を行っております。例えば、住民企画提案制度、まちづくり活動支援事業など、住民が自発的に行う事業について、現在は住民の皆さんから企画書を出していただいて、行政のほうで審査をして助成金を出すかどうかを決定していると思うのですが、企画書を出していただいて行政で審査して終わりというのではなく、プレゼン形式にするのはいかがでしょうか。

例えば、プレゼン形式にして提案者の取組に対する思いや経緯などを丁寧に聞くことによっ

て、行政側としては人的な情報、この人がどういうベースを持っているという情報も得られるし、その方の知っている地域資源の発見にもつながります。それが行政側のメリットだとすると、事業チャレンジのようなものをイメージしていただくといいかと思うのですが、発表者側も発表しながら行政の皆さんから質問を受けることによって、さらに自分の中の理解が深まり、また逆に、こういう制度もあるとかこういう取組もあるというアイデアをいただくことによって、その方自身の取組を発展させることもできるのではないのでしょうか。また、発表の場を持つことにより、まさしく事業チャレンジと同じように発表者同士の横のつながりも生まれると思います。さらに、発表の場が定着して住民の皆さんにも認知されるようになったら、誰でも見学できる形にして、発表を聞いた住民の方や各種団体、企業の方が発表者の取組に対して興味を持ち、その後コラボレーションしていくなどの効果も期待できると思います。

事業チャレンジのような大きなイベントでなくてもよいと思います。一番大切にしたいのは、住民の方の内発的な意欲を埋もれさせない、育てていくための場づくりを行政としてはしていただきたいと思います。この点についてはいかがでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） お答えいたします。まず、まちづくり活動支援事業につきましては、今までは町民の皆さまからまちづくり活動の事業計画書を出していただき、その書類を審査させていただいて補助決定をしていたという状況です。ただ、それを議員がご提案のプレゼン形式という形にしていったらどうかということにつきましては、大いに参考にさせていただきたいと思っております。

町としても、まちづくり活動支援事業というのは、基本的には町民の皆さんのまちづくりを行いたいという気持ちを全面的に応援したいという気持ちで進めています。これまでも申請書の中でも、まちづくり活動支援事業は使えないけれども、例えば農政の補助金でこういうことができますので夢をかなえられますよというお話をしたことがあります。できるだけ町民の皆さんと直接触れ合いながら、計画についてしっかり聞くという体制を整えていきたいと考えて

おります。

○議長（渡邊千賀雄） 瀧野議員。

○4番（瀧野良枝） 次に、地域おこし協力隊などの外部人材の活用については、先般の同僚議員の質問にも回答がございましたので割愛いたします。

その答弁の中にもありましたけれども、町長も話し合いにより地域の実情に合わせていろいろなことをしていかなければならないとか、現在農村では、改めて話し合いというものが住民の皆さんに求められる機会が非常に増えてきているといわれています。人・農地プラン、中山間地、食料・農業・農村基本計画など、とにかく住民の皆さんが話し合っ将来像や課題を話し合う機会が特に増えているのですが、住民の皆さんの負担感というものが強くなる懸念もあります。また、実りのある話し合いを行うために、以前に私も提案いたしましたファシリテーターの導入についての考えを改めてお伺いします。

○議長（渡邊千賀雄） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） お答えいたします。以前にも、議員からこのファシリテーターの導入についてご質問いただいております。

住民が当事者意識を持って地域を活性化していくには、住民主体の話し合いが最も重要だと考えております。そういった話し合いの中に、このファシリテーションの技術を持った人がいれば、より中身の濃いものになると考えております。町民の方や地域おこし協力隊や町職員などが、こういったファシリテーションの技術を身に付けて地域の中に飛び込んで体験を積んでいけば、地域や社会に貢献できる貴重な人材になるだろうと考えているところです。

この件につきましては、ファシリテーターの導入とまではいかないかもしれませんが、こういった会議に参加して地域住民の発言を促したり、議論をしたり、合意形成をするといった技術を学ぶようなスモールスタートの取組から研究してまいりたいと考えております。

○議長（渡邊千賀雄） 瀧野議員。

○4番（瀧野良枝） 特に中山間地域では、先ほどの話にも出てきましたが、人材不足に加えて

リーダー不足といわれております。地域づくりにおけるリーダーの考え方というものが、昨今の多様な価値観を認め合うような現在の社会においては、全能型で全体をけん引していくような力強いリーダーも大事ですけれども、それと同じくらい大事なのが、一人一人の力を引き出していった全体をまとめていく役割を持つ人が求められているともいわれています。まさにそれがファシリテーターという役割かと思います。住民の皆さんにとにかくリーダーになってくださいと言うと、なかなか荷が重いものもありますが、ファシリテーターとして入っていただくということだと、より良い話し合いを進めていくことに注力していただければよいかと思うので、ハードルも少し下がるのではないかと考えております。ありがとうございます。

次に、仮称「いいづな若者会議」についてお伺いします。ここは少し時間をかけてお聞きしたいと思います。

総合計画においては、地域活性化につながるプロジェクトを支援するという目標が提示されております。これまで行政報告の中では、高岡地区の活性化においては複数年をかけて千葉工業大学などとの協働プロジェクトを行い、ワークショップや現地調査などを行っておりますが、その動きとつながる部分があるのか、それとも全く別の手法で行われるのかというのが1点お聞きしたい点です。

また、若者会議というと小布施の若者会議が全国的にも注目を集めております。小布施が単なるイベントで終わらないのは、事前の計画性や企画力ももちろんですが、特に注目したいのが、会議の参加者が旅行者感覚で外にいる人間として困っている地域にアイデアを出そうというスタンスではなく、会議の中で本気で自分自身の自己実現を求めている点が一番大きく違うかと思います。

そういった背景も含め、飯綱町で若者会議をする手法とその効果についてお伺いします。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 詳しくご質問があるということなので、私は基本的に思っていることを申し上げ、具体的には課長のほうから申し上げます。

この若者会議はなかなか開催ができなくて申し訳なく思っていました。今日も高校生がおみえですけれども、これからの行政は若い人たちが真剣になって、少なくとも飯綱町なら飯綱町、長野県なら長野県、長野市なら長野市のことを考えるようなことをしない限りは成長していくはずがないと思っています。

それは、いろいろな意味で世界的な若い人たちの活動をテレビなどで見ていると、アメリカでもヨーロッパでも若い人たちが1つの事件に対していろいろな思いを発信しています。あまり何もせずにスマホばかり見ているのは日本の学生だけです。そういう意味では、私はもう一回若い人たちに日本の将来はどのようになってほしいのだろうということを、毎日考えてとは言わないけれども、一日のうち電車に乗っている20分ぐらいの間、そのようなことを考えてほしいと思っています。

今まではいろいろな人に集まっていただき、ご意見をいただいて、町にこのようなことをやってほしいという提案だけいただく、そこでひとまずの区切りというような会議の閉め方だったのですが、将来的には、私たちの提案を私たちも一緒になってタッチして進めて、その成果を見て、私たちなりにそれを評価して、次の後輩にそれをバトンタッチして新たなチャレンジにしていきたいというぐらいの、そういう若者会議になっていけばいいと思っております。具体的な方法等については課長のほうから申し上げます。

○議長（渡邊千賀雄） 土屋企画課長。

〔企画課長 土屋龍彦 登壇〕

○企画課長（土屋龍彦） それでは、いづな若者会議の具体的なことについて説明させていただきます。

参加される方ですが、将来を担う若者ということで、おおむね高校生から40歳未満の人で、魅力ある町を創出するために、若者会議として集まっていただきます。

まず、フィールドワークということで町内の現場をいろいろ見ていただいて、それから次にアイデアキャンプということで、その課題をこれから解決していくにはどのようにやっていったらいいのかを1泊2日でじっくりとみんなで話し合いながら、解決策を自分たちで考えてい

ただいて、それを町長に発表して提案していただくというようなイメージでいます。

町長からも先ほどお話があったように、このいづな若者会議というのはあくまでも提案で完結するのではなく、それをいかに実践していくかということになりますので、そういったところにも若者会議のメンバーが関わっていくことを町としてはイメージしております。

○議長（渡邊千賀雄） 瀧野議員。

○4番（瀧野良枝） 今、手法をお伺いしたのですが、大きな意味でそれがどのような効果をもたらすかというものを改めてお伺いしたいと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 最初からこういう目的でこのような方法を出してほしいというよりも、ある意味では一体何が出てくるのだろうという面白さというかドキドキ感というものもあります。

先ほど申しましたとおり、いろいろな審議会やいろいろな計画を作るのに、一連のこのパターンでしか検討しなかったものを、大きな意味で多世代の人たち、特に若い人たちの意見によって、町に新たな提案と事業の実施が出てくるのではないかと期待をしています。

○議長（渡邊千賀雄） 瀧野議員。

○4番（瀧野良枝） 次に、地域の将来プランや取組への住民の主体的な参加促進についてお伺いします。

集落創生事業の関係は先般の質問でも出ておりましたが、この行政の支援体制について、職員地域担当制の役割の見直しが図られているとお伺いしました。将来プランの策定過程では、町の施策に精通している職員からのアドバイスがかなり有効だと考えます。実際にどのようなことをしようかと構想するときに、ほかの事業や助成金の情報を知っていれば、やろうと思っていた事業にさらに広がりが増えたり、かけ算で進めていくことができるのではないかと思います。協力隊も支援体制に入るということですが、やはり町の施策に精通しているという意味で、職員の方の今後の支援体制についてお伺いします。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 職員の関係ですので、私のほうからお答え申し上げます。今まで集落創生という意味で、集落創生計画策定時においては地域担当制職員というものを置きまして、それぞれ参画するように呼び掛けてきました。しかし、実際問題ではなかなか利用されていませんでした。もう一つ参画の仕方に非常に難しいところがあったかというイメージでおります。

そこで、思い切ってパターンを少し見直しました。職員の参画はこれから大いにするのですが、集落創生事業等については、企画課には大変ご苦勞ではありますが、企画課の担当職員がそこに専属として参画させていただきます。そして、その中で農水の関係の話を知りたい、建設の水道の話を知りたい、福祉の話を知りたい、何を聞きたいというときには、主管課やそれぞれの専門家へ企画課を通じて職員の要請をして、併せて参画をしていくというスタイルに切り替えて、一層の充実を図っていきたいと思っています。

○議長（渡邊千賀雄） 瀧野議員。

○4番（瀧野良枝） 最後になりますけれども、地域の課題の解決や将来ビジョンを描くということについては、行政が積極的に関与することによって地域の負担が少なくなったり、スピーディーに対応できるというメリットもありますが、他方で行政の関与が大き過ぎると、住民の主体性や当事者意識の醸成ができづらくなったりと、このバランスが非常に難しいところかと思えます。

やはり、大切なのは人材というところに行き着くかと思えます。先ほどの話と重なりますが、小田切徳美教授が、地方創生の第1期は人口対策、人口目標であった。しかし、今度の第2期は人材というところに視点を当て、人口が増えていくことはもちろん大事ですが、どんな人材が育っていくかなど、そういったプロセスをしっかりと大事にしましょうということをおっしゃっていました。このバランス感覚が難しいところかと思えますが、最後に町長の考えを改めてお伺いします。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 全くそのとおりだと思っております。人材の育て方ですが、先ほどの東大の先生の話ではないですけれども、日本は盆栽が得意です。盆栽、鉢物です。これは針金でぐるぐる絞って、こういう方向へこうやってこういうふうに伸ばしていく、これが今までの盆栽でした。しかしそれは作った人が針金を巻いたほうにしか伸びていかない枝しか作らない。いろいろなところへ伸びるようなそういう盆栽というか人材を育てていく。私はこれを基本として進めていくことが大事なことだろうと思います。

そしてもう一つは、やはり外から来る人を受け入れてほしい。新しい風が入ってくると、寒かったり強かったりいろいろございます。しかし、新しい風を入れていくことも、これからの人材という意味では大事だと思っています。

○議長（渡邊千賀雄） 瀧野議員。

○4番（瀧野良枝） 今後もそういった柔軟な人材育成という面、また住民の内発的な意欲が引き出されるような場づくりの提供に期待をいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（渡邊千賀雄） 瀧野良枝議員、ご苦労さまでした。

以上で午前中の日程が終了しました。これより休憩とし、再開は午後1時ちょうどいたします。

休憩 午前11時12分

再開 午後 1時 0分

◇ 石川 信雄

○議長（渡邊千賀雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。一般質問を続けます。

発言順位4番、議席番号10番、石川信雄議員を指名いたします。石川信雄議員。

[10番 石川信雄 登壇]

○10番（石川信雄） 議席番号10番、石川信雄です。3月議会のときに、ロシアのウクライナ侵攻につきまして犠牲になられた方の哀悼の意を込めたところから始めました。あれから3か月がたちましたけれども、状況は収まるどころか、長期化の様相を呈しております。そんな中

で、この3か月間は、心の奥底ではわだかまりを抱えて日々を過ごしてきております。

今回、ウクライナ避難民の受入れをということでしたまいてまいりたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

改めて、この戦禍におきまして犠牲になられました、ウクライナに限らずロシアの方々に対しても深く哀悼の意を表す次第であります。

普段のことではありますが、平和というものに対して町長はどういうお考えか、そして町の姿勢は一体どういう立場を示しておるのかを聞いてまいりたいと思います。

私自身、東京オリンピックの年に生まれて、今年で58歳となります。その中で1989年にベルリンの壁崩壊という世界的な事件がありました。東西の冷戦構造はやっと終わったのだと、これから平和の時代が訪れるという認識で、今まで生きてまいりました。しかしながら、先般のロシアのウクライナに対する侵攻が時代を逆行するかのごとく、戻ってしまった思いでいっぱいです。

平和とは、与えられるものではなくつかみ取るものだと思っております。インターネットも普及してきておりますけれども、現代社会において、どうしてあのような帝国主義的な非道とも言えることが行えるのか理解できないところです。

まず平和についての町長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 平和という問題等につきましては、憲法の問題も含めて、一般質問をお受けする機会が時々ありました。

何回も申し上げますけれども、国防は国の事務です。町自身が国防に対して大きな権限を持つものではないと承知しているところです。

首長として平和についてどう思っているかというご質問については、いろいろな答えがあるだろうと思っております。平和を守るためにはどういうことが必要と考えているのか、平和そのものの概念を捉えて町長の考えを言えとおっしゃっているのか定かではありませんが、先ほ

どの家族、コミュニティ、また強いて言えば、飯綱町の代表としては飯綱町民が安心して一生、本人の希望する生き方、家族、友人、地域で暮らせることが、一言で言えば平和だろうと概念的には捉えております。

○議長（渡邊千賀雄） 石川議員。

○10番（石川信雄） 町長から憲法も出ました。憲法9条だと思いますが、9条では戦争の放棄、戦力を保持しない、交戦を認めない、その3点が主たるものと解釈しております。日本国憲法はそんな意味からも、平和憲法と言われることが多いです。

私自身、日本国民として、戦争を放棄したことは、やはり世界に誇るべき理念だと思います。戦争を放棄、戦争をしないと宣言することは、世界平和につながる道の一つではないかと思っております。

憲法9条も国会で自衛隊の問題などいろいろと議論をされておりますけれども、憲法の話は国政に任せておきまして、今日はもう少し身近な話をしていきたいと思っております。

ウクライナの国花はひまわりです。ひまわりといえば、鮮やかな黄色で、本当に心温まる色ではないかと思っております。ウクライナカラーは青と黄色ですけれども、国の歴史の中において選択されてきた色であろうし、日本の白地に赤丸も国旗として誇れるもの、それぞれにあるのだろうと解釈しております。

今回の戦争は、事によっては第三次世界大戦にもなり得るきっかけにもなると思っております。今はNATO対ロシアという構図ではありますが、それがヨーロッパに広がれば第三次世界大戦になるのでしょうか。

現状を見ますと、これは遠い国の出来事ではないと思っております。近いところで言えば中国と台湾の問題。台湾の問題は今回のウクライナとロシアの問題に似ていると見ています。

そんな中で、今後無きにしもあらずの避難民の受入れに対して問うものであります。

長野県では高森町が某空手団体を通して9名を受け入れました。やはり言語の問題など、何かと大変な面があるようです。実際に声を上げた自治体があるわけですが、飯綱町は受入れの意思を示す用意があるのでしょうか。峯村町長。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 確かに、高森町は県内で最初に空手道の関係で受入れをされております。

基本的に避難民または難民、外国の人を日本国に受け入れて、その人たちを単なる旅行者として扱うのではなく違う扱いをする事務は、国が自治体に受入れについて問い合わせをしたり、意向を調査するなど、国としての条件をきちんと決めていかないと。今は大変だから受け入れるといっても、何年続くのか。5年か3年か50年か。そして受けたほうは、その人たちの職業、生活全部に責任があると思います。そういう意味では慎重にやるべき事務だと思います。

今お尋ねの飯綱町に気持ちがあるのかについては、国から900人ぐらいの要望があり、既に長野県が市町村や関係団体と連携しています。それを受け入れる意思があるかどうかについては名乗りを上げております。

○議長（渡邊千賀雄） 石川議員。

○10番（石川信雄） 名乗りを上げているということで安心しております。

実際、避難民の受入れに関しては、日本国そして長野県が責任を持って対応すべき課題だと思います。

国の特別交付税などの措置はあるのでしょうか。この件については総務課長にお伺いするのが妥当でしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇〕

○総務課長（徳永裕二） お答えいたします。私の知る限りでは、今のところ特交措置などの通知は来ておりません。

○議長（渡邊千賀雄） 石川議員。

○10番（石川信雄） 私は調査能力があるほうではないですがけれども、長野県のホームページを見ますと、クラウドファンディングを立ち上げて支援金を募るなど、いろいろと活動が見えてきています。私も財政的な裏付けが大事だということは認識しております。

しかし、毎日の報道を見ていると、お父さんの場合は国を守る、現地に残る。お母さんは子どもを連れて避難されるという報道がほとんどだと思います。あのようなことを見ていると、救いの手を差し伸べることは大事だと思います。私自身も、親や近所のお父さんお母さんもそうですけれども、困った人を見たら手を差し伸べなさいという教えのもとに育ってきているつもりです。

そんなことから、財政的なことも大事だと思いますけれども、なるべく進んで受け入れる姿勢を見せていただければと思います。進んでやるというお気持ちはありますか、町長お願いします。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） ご意見のとおり、受入れについて二の足を踏むというかあまりうれしくないという発想は全くありません。要望があればお引き受けをしたいし、できる限りのことはしたいと思います。

直接の受け入れも一つの策だと思いますが、金銭も含めていろいろな物資の支援なども大事なことだと思っております。

今回のロシアのウクライナ侵攻は、良い人と悪い人の戦争のように一気に取り上げている雰囲気があります。議員も前段でおっしゃいましたけれども、戦争をやっている勝利者などいないと常を感じております。議員がおっしゃるとおり、結局ウクライナの兵隊や住民ばかりでなく、ロシアの兵隊等々も1万人、2万人という報道さえある。そこに家族もおられたり、いろいろな悲しみを感じておられる皆さんもいるのだと思います。そういう意味では、ロシアの侵攻を含めて戦争はやめなくてはいけない、一番大事なことは即時停戦だと、みんながもう一回振り返るいい機会だと思っております。

○議長（渡邊千賀雄） 石川議員。

○10番（石川信雄） 町長のお気持ちは分かりました。

そこで実際に受け入れたとして、ウクライナの皆さんがこの町に来たとします。父兄をはじ

め、お子さんが地元の子どもたちと交流するような機会が生まれたとします。子どもたち同士の平和に対しての意識の芽生えになると思いますし、遠い異国を知ることもいい教育の一つになるのではないかと思います。身近にそういう人がいないと実感として感じられない。映像から流れてきても実際に痛みを味わったわけでもありませんし、騒音に悩まされたわけでもありません。どうしてもいまひとつリアリーに欠ける部分があるかと思っています。現地の人とコミュニケーションをするなどしていけば、必然と相手の国のことを学べる機会になるのではないかと思います。教育を受けたからといって平和になるとは思いませんけれども、学ぶことは大切だと思います。そんなことから、最近では、義務教育においても平和に対しての社会教育をしていくことが望ましいかと思っています。

質問の予定者にはなかったのですが、そういうことに対して教育長の見解をお願いいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） 教育の観点からお答え申し上げます。日本の教育においても平和教育はカリキュラムの中に位置付けてやっております。

例えば、国語や道徳、学活など、それ以外のいろいろなところでも平和な暮らしがあるから今こういうことができるのだと常日頃からやっておるわけです。今、実際に海の向こうで起きていることに関しても、多分、小学校、中学校においても、それぞれの場面でそういうことを共に考える場面を設けてもらっていることと思います。また、子どもたちもニュースなどで目にしたり耳にしたりして、それを家庭の中で話し合う機会が持たれているのではないかと思います。

先ほどからの避難民の受入れのことに関しては、実際に受け入れることになってみないと分かりません。人数はどのぐらいなのか、学校の教育はどうするのかなど、今の学校教育がうんぬんかんぬん以前の政治的、行政的な問題がありますので、そういったもので対応して、いざ実際に学校で避難民の方を受け入れるとなりましたら、全力を挙げてサポートしていきたいと

思います。そのときには、通訳などの面での国や県の補助が前提ですけれども、もしなければ、教育委員会で通訳をできる人を探すなども含めて、全面的にバックアップしていきたいという覚悟は持っております。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） 石川議員。

○10番（石川信雄） 理解いたしました。

町長にお伺いします。長野県で高森町が受け入れていますけれども、飯綱町の職員を高森町に派遣して、研修などに赴かせる予定はありますでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） もっと具体性が出てくればそういう行動も必要だと思っております。理解した時点で、現状ではそこまでの必要は全くないと思っております。

○議長（渡邊千賀雄） 石川議員。

○10番（石川信雄） そこまで差し迫っていないというご判断だと思います。それでもできることがあると思います。例えば、役場庁舎内に募金箱を置くなど、それぐらいは明日にでも当然できることだと思っております。今日も確認の意味を込め、2階、1階と歩いてきましたけれども、そういったものは置いてありませんでした。これは多い少ないの問題ではないと思います。やはり行動で示す意思があるかどうかの問題だと思います。そんなことから今後、町長は役場庁舎内にウクライナに対しての義援金と申しましょうか、そういった募金箱を設置するお考えはありますか。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 個人的には労働組合にも募金箱の設置はどうか、課長会でみんなで少しずつ募金をどうかというような思いもあり、話もしたことがありました。今まで役場の窓口等に設置するのは日本赤十字などの関係、または公の社会的団体の募金というときには行動をさせてもらうことはありました。ですので、ウクライナ募金という感じが取れば一番取り組みや

すいと思っております。

ただ、先ほど申し上げたのは、例えば近隣でいうと長野市で起きた台風災害、また、東日本のあれだけの大地震があつて、福島県の避難民の皆さんがいたときに、もっと手を挙げて受け入れるような、準備をどンドンしろというようなムードが盛り上がらなかった割に、今回のウクライナについてはみんなで助け合って募金をしようというムードが高まっているのは、少しニュアンスというか時代が変わったのかと。イスラエルとパレスチナの戦争はずっとやっているのですから、どれくらい子どもや不幸になっている人たちがいらっしゃるか分からないと思っております。

議員の話ではなく、日本全体にそういう避難民を受け入れるムードがありますので、だからこうではないですけれども、今回のウクライナについて、支援や受入れに積極的に対応したい気持ちはあるということでご理解いただければと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 石川議員。

○10番（石川信雄） 今日、私は議会報の関係で封書を手にしたわけですが、この封筒に飯綱町の町民憲章が載っております。普段は頭の中に入れておりませんが、この5項目の2つ目に「互いに助け合い、思いやりの心をもった優しい町をつくりましょう」とあります。まさに困った人に手を差し伸べるようなことではないかと思えます。町民憲章にもこうありますので、ぜひ今回のウクライナの件につきましても町の姿勢を、やはり平和を希求する町、地方公共団体だとお示しいただきたいと思えます。

新聞報道で飯綱町が宣言するだけでも、波及していくことにもなり得るのではないかと思います。そういった宣言を町長はされるおつもりはありますか。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

[町長 峯村勝盛 登壇]

○町長（峯村勝盛） 町民憲章的な、みんなで助け合う町ですよというアピールはいくらでもしていきますけれども、ウクライナ問題について飯綱町は受け入れることをここに宣言するという発表をする予定はありません。

○議長（渡邊千賀雄） 石川議員。

○10番（石川信雄） 私もこれで最後にさせていただきたいと思います。

飯綱町が平和を希求する町というのを内外に示して、これからも町の発展に尽くしていただきたいと思います。

また、町長の午前中の発言にもありましたが、私自身も生命と財産を守るのが指導者の努めだと思っております。そこへ町民福祉の向上を付け加えていただければ、なおよろしいのではないかと思います。

以上をもちまして、私の質問を終わります。

○議長（渡邊千賀雄） 石川議員、ご苦勞さまでした。

それでは、暫時休憩に入ります。再開は1時40分からとします。

休憩 午後 1時26分

再開 午後 1時40分

◇ 伊 藤 まゆみ

○議長（渡邊千賀雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。一般質問を続けます。

発言順位5番、議席番号13番、伊藤まゆみ議員を指名いたします。伊藤まゆみ議員。

[13番 伊藤まゆみ 登壇]

○13番（伊藤まゆみ） 議席番号13、伊藤まゆみです。まず、破損した太陽光発電パネルへの対応についてお聞きしてまいります。通告を出したときと今は状況がだいぶ変わってきております。それも踏まえた上での質問になってまいりますので、ご了解いただきたいと思います。

町内各地に設置されている太陽光発電パネルのうち、管理が行き届いて雪下ろしなどがされたものは良かったのですが、昨年大雪のために破損をした所があちこち見受けられました。特に、坂口地籍に設置されたパネルは大きく破損をしており、早期撤去が求められ、町民からの心配の声が寄せられておりましたが、現在は撤去が終了し更新の工事が行われております。まだ全てきれいに更新されているわけではありませんが、新しい脚やパネルが運び込まれて、

少しずつ設置が進んでいる状況になってまいりました。

そこで、お聞きします。町内の太陽光パネルの破損状況については把握しておられますか。
お聞かせください。

○議長（渡邊千賀雄） 藤沢住民環境課長。

○住民環境課長（藤沢茂行） お答えいたします。住民環境課のほうへ開発行為として申請のあった太陽光発電の場所につきましては、今、議員が言われた坂口が破損しているということは確認しています。また、開発行為は10キロワット以上の申請になりますが、それ以下の開発行為の申請に引っ掛からない太陽光パネルは、職員が目視で確認したところ、2か所ぐらい壊れている所があるということです。開発行為許可での太陽光パネルについては、坂口の所が壊れているという確認の状況です。

○議長（渡邊千賀雄） 伊藤議員。

○13番（伊藤まゆみ） 今ほど、10キロワット以下で開発行為の申請がなくてもよい所については2か所と課長からお話がありました。いまだに脱落したり、ひびが入っているパネルが放置されたままになっている箇所があるわけですが、その対応についてはどのように考えておられますか。パネルは太陽光を受けると発電して火災が起きている所もあるとお聞きしています。今のまま放置が続くということは町民の皆さんにとっても心配ですし、山際に設置されている所もあり、その対応についてはどのようにお考えかをお聞かせください。

○議長（渡邊千賀雄） 藤沢住民環境課長。

〔住民環境課長 藤沢茂行 登壇〕

○住民環境課長（藤沢茂行） 破損パネルの対応ということですが、こちらで把握している開発行為につきましては、坂口もそうですけれども、早期撤去、修繕の計画を出すように協議しております。そのほかの小さいところは特にこちらで把握しておりませんし、設置者等も把握しておりません。周りの住民からこういったことで事業者はこれだということで求められれば、適宜指導していくようにしております。

もう一つ、パネルが発電して発熱等があるのではないかという話ですけれども、今の坂口地

区につきましては、2月下旬に壊れたことを確認して、こちらで事業者と協議をした段階で、発電の機器は停止していただいておりますので、適宜、機械の停止をしていけば、そういった発熱はしないということは確認しております。

○議長（渡邊千賀雄） 伊藤議員。

○13番（伊藤まゆみ） 先日テレビで、撤去したパネルの保管をしている業者の話が流れておりましたが、表を向けておくと発電してしまうので、全て裏向きにして太陽光が当たらないようにして保管しているとおっしゃっていました。

ですので、やはりそのまま放置されているということに関しては、町民の皆さんは大変不安に思っておられます。ましてや、県道際の野村上から地蔵久保に抜ける長野へ向かって右手の一番手前の所が15～16枚、一番下が破損して垂れ下がったり、少しひびが入ったりという状況がそのまま継続しています。そこを通られる方は大変多いので、何回か私も、大変に不安だ、もし火事になったら山も近いし困る、と電話をいただきました。

それからもう一つは、国産以外のもので有害物質が使われているものもあるのではないかと聞いていると。雨が降ったときなどに流出して土壌汚染をすることはないのかと不安を訴えられている方もいらっしゃいます。その懸念の聲が寄せられていますが、その点についてはどのように把握しておられますか。

○議長（渡邊千賀雄） 藤沢住民環境課長。

〔住民環境課長 藤沢茂行 登壇〕

○住民環境課長（藤沢茂行） お答えします。有害物質の関係の懸念ということでよろしいですね。太陽光パネルにつきましては、一般社団法人太陽光発電協会が定めるガイドラインがあります。環境に影響を及ぼす可能性として、鉛、ヒ素、カドミウム、セレン、こちらの含有量、含有状況を公表しております。いずれも、太陽光発電パネルとして使用するには、同協会の基準値未満ということで製造されております。構造上、発電する部分につきましては、ガラスのコーティング、アルミフレームは封止材でコーティングということで保護されております。有害物質が流出する可能性はゼロと言い切れないものの、環境に影響を及ぼすほど流出する可能

性は低いという認識をしております。

また、こちらは実際の話ですけれども、太陽光関係の別の開発行為で県の技術官と設計等の中身の協議をしたことがございます。その県の技術官との協議の中においても、パネルから雨水等によって有害物質が漏れる可能性はほぼないということは確認しております。

○議長（渡邊千賀雄） 伊藤議員。

○13番（伊藤まゆみ） もう一つは、坂口もそうですが、傾斜地に設置されているものも幾つかあります。結構急勾配の所もあって、昨今の温暖化による豪雨による雨水処理の関係を心配される住民の方々もおられるということです。その辺の指導というものは、町としてどのように行われているのでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 藤沢住民環境課長。

〔住民環境課長 藤沢茂行 登壇〕

○住民環境課長（藤沢茂行） お答えします。太陽光の開発行為につきましては、いろいろな心配がございます。一番心配しておられるのが、今、議員が言われた土砂崩れ等の関係です。

こちらとしましては、通常は事前に出される設計書で、県で出している100年に一度の降雨量、80ミリとか120ミリとかございますが、その基準をそれぞれ取りまして、それをどうやって処理するかという設計を出しております。通常ですと、トレンチといいまして、浸透で処理をする構造に加え、堰と排水施設を付けます。地元からの、それではまだ心配だという声強い場合には、まず事業者と話して貯水のため池等も造っていただくといった指導をしています。県の基準に沿って、県の技術官にも中身を見ていただいて適切に指導をしているといったことでございます。

○議長（渡邊千賀雄） 伊藤議員。

○13番（伊藤まゆみ） 前回の同僚議員の太陽光パネルの設置に関しての質問に、条例整備についてこれから飯綱町の環境保全条例に書き加えていくのか、別のものを制定していくのか検討したいという答弁がございました。今日の新聞報道で、信濃町はメガソーラーを2か所計画されているという状況の中で、条例整備がされたという報道がありました。町としては、どのよ

うに、いつごろまでに整備をする予定なのでしょうか。

県でも今、策定中というところもありますが、なかなか踏み込んだ形での条例制定が難しいようです。長野県内では富士見町がだいぶ踏み込んだ形での条例整備をやられているということもあり、過日、北部議会協議会の幹事会の中でも、この件に関して、議員として議会として勉強会も必要なのではないかという声も出たぐらい、両町にとっても課題のことであると思われる。

この件について進捗及び、いつをめどに条例制定をしていきたいか、見通しが立っているようでしたらお聞かせください。

○議長（渡邊千賀雄） 池内副町長。

〔副町長 池内武久 登壇〕

○副町長（池内武久） お答えいたします。太陽光パネルに関する条例整備の検討というご質問ですが、昨年度から今年度にかけての国や県の動きも含め、答弁させていただきます。

最初に、町としての太陽光発電に関する取扱全般についてですが、現状では太陽光発電を含む生活環境や、あるいは自然環境を破壊する恐れがある開発行為につきましては、町の自然環境保全条例及びその施行規則に基づいて手続きを進めております。

2点目として、昨年の12月定例会で議決いただきました飯綱町の景観条例に基づき、町としての景観計画を本年4月に策定しました。この中で、一定面積以上の野立ての太陽光発電については、町への事前届け出、前面道路からの一定の距離の確保、高さや色彩、周囲の緑化、そういった内容について景観形成基準を定めたほか、今後は景観重要眺望点、あるいは景観重要眺望路線について景観審議会の意見を聞きながら設定をして、町にとって良好な眺望景観の保全に努めていく予定です。

一方、国や県の状況につきましては、地球温暖化対策推進法が本年4月に改正、施行されました。温暖化防止に係る市町村の実行計画の中で、再生エネルギーを活用した脱炭素化促進事業を促進する区域、あるいは環境配慮に関する方針等を定めていくということが市町村の努力義務とされたところです。この中で、市町村による促進区域の設定に当たっては、これに先立

ち県が促進区域の設定に関する基準を定めることとされ、この5月27日に県の戦略推進会議において太陽光発電の設置を積極的に促進する箇所と、一方で景観や災害等の影響が懸念される場合に、設置を抑制する区域についての具体的な基準が公表されたところです。

このように、景観条例制定後に地球温暖化対策推進法の改正に伴う国や県の動きというものが明確になってきました。こうした中で、太陽光発電に関して地域と調和した発電事業を進める制度の見直しは一定程度進んでいると認識しております。

今後につきましては、町の景観条例に対する取扱いに加え、こうした県の方針に沿って事務を進めていくほか、今ご指摘がございました富士見町の条例や信濃町等で出されている条例等の内容も参考にしながら、町の自然環境保全条例やその施行規則について保全基準の見直しを進めるなど、町の景観や自然環境の保全に関する適切な業務の推進を図れるよう検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（渡邊千賀雄） 伊藤議員。

○13番（伊藤まゆみ） 昨日の信毎で、2年後だったと思いますが、ソーラーパネルの再利用についての定めがされていくような報道がありました。一番の問題は、撤去の費用がなかなか大変だとお聞きしています。パネル自体は30年、40年と結構持つけれども、周辺機器が傷んでしまうという中で、パネルは載っていても発電はしないという機械がここへ来て大変増えています。それを撤去するためには、大規模であればあるほど莫大な金額がかかってしまうために、そのまま放置されているということでありました。

そういう意味でいけば、ある一定規模のものを造った場合、撤去にかかる費用もそれぞれ設置した人たちが、減価償却的にきちんと積み上げていく等々のことをしていただかないと、全くそれが用をなさなくなったときに、誰がきちんと撤去していくのかという問題が残ってくると思います。そこのところが大変不透明で、当然設置した人が撤去するのは当たり前の話なのですけれども、いざ発電の買取金額が下がってきて経営がうまくいかなくなってきたときに、きちんとしたものが積み上げられていなかった場合も考えられると思います。そこをどうしていくのかということまで踏み込んだものが必要になってくると思いますので、そこは県なり国

なりへそまで見通した法律を作るよう要望していただきたいと思いますが、その点についてのお考えをお聞かせください。

○議長（渡邊千賀雄） 藤沢住民環境課長。

〔住民環境課長 藤沢茂行 登壇〕

○住民環境課長（藤沢茂行） お答えいたします。太陽光発電事業は経済産業省の所管になります。経済産業省からその事業者に認可をとということで、この事業の許可が下ります。

電力の固定価格買取制度、FIT 制度というものがあります。これは何十年にわたり、制度に加入して契約したときの単価で、10 年なり 20 年なり売電することを保証する固定価格という形の制度です。したがって、太陽光発電事業をやる場合には、こちらの制度に入らないと、経営的におかしくなってしまうということです。

その FIT 制度の加入の中身になりますが、原則、発電事業の途中で修繕や撤去の処分が生じた場合に対しては、強制的に火災保険や地震保険に加入することが、制度加入についての義務化ということになっております。したがって、先ほどの坂口の修繕の関係につきましても、義務化され入っている保険で賄うということを確認しております。

また、本年より一層強化されまして、今、議員がご指摘の廃棄費用については、第三者の外部機関へ売電の費用より天引きして積み立てていくという制度が今年から始まっております。ですから、経済産業省に認可をいただくときには当然、廃棄費用も天引きされて積み上がっていくという形になりますので、そちらは、制度的にはもう確立をしていると認識しております。

○議長（渡邊千賀雄） 伊藤議員。

○13 番（伊藤まゆみ） 私に電話を下された住民の方のご心配は、もしも会社が倒産してしまった場合にどうなるのかということでした。会社があれば当然、この制度の中できちんと処理がされていくだろうけれども、処理をすべき者がいなくなってしまった場合はどうなるのか、自治体がしなければいけないのかというご心配をされておりました。その点はいかがでしょう。

○議長（渡邊千賀雄） 藤沢住民環境課長。

〔住民環境課長 藤沢茂行 登壇〕

○住民環境課長（藤沢茂行） お答えします。先ほど言いましたとおり、その制度の加入で認可を受けるときに修繕のほうは保険ですけれども、廃棄する費用につきましても保険になります。売電からの源泉徴収を第三者機関に積み上げて処理をするということが原則です。当然、それが壊れたら、もし事業者も駄目になったとしても第三者機関に積み上げている保険ですので、そちらのものを使って廃棄するという制度になっていると理解しております。

○議長（渡邊千賀雄） 伊藤議員。

○13番（伊藤まゆみ） 確認で申し訳ありません。会社がなくなった場合は、どなたがこの保険の申請をされるのでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 藤沢住民環境課長。

〔住民環境課長 藤沢茂行 登壇〕

○住民環境課長（藤沢茂行） 廃棄費用につきましては、先ほど言ったとおり、第三者の外部機関ということになりますので、そちらを認可した経産省のほうで処理をするかと思えます。

○議長（渡邊千賀雄） 伊藤議員。

○13番（伊藤まゆみ） これも先ほどのウクライナ問題と一緒に、まだ起こっていないことでもありますので、もしものときのことでお聞きしました。そうならないように、きちんと指導して行っていただきたいと思えます。

次に、安心して子育てのできる環境の整備をということでお聞きしてまいります。

この6月1日に、3,000種類もの品目が値上げをされたという報道がありました。これほど多くの品目の値上げは過去にもなかったとのことで、本当にさまざまなものが値上がりをする中、今後もロシアによるウクライナへの侵攻の影響が出てくるとの観測があり、学校給食への影響が避けられないと考えます。県内では、給食費の値上げではなく、自治体が増加分を負担することを表明しているところがありますが、飯綱町としてはどのようにお考えでしょうか。お聞かせください。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答え申し上げます。議員がご指摘のとおり、コロナの関係やロシアのウクライナ侵攻、物価高騰により、学校給食における食材費の値上がりも始まっており、学校給食に影響が出始めております。しかしながら、年度途中での値上がりの話であり、保護者の皆さんに中途でご理解をいただくにはあまりにも唐突で混乱を招くものだと承知をし、今年度は給食費自体の値上げを行う予定はありません。今後状況を見ていく中で、不足が生じる分については、公費で負担していきたいと思っております。この財源としては、新型コロナウイルス関連の臨時交付金に、新たに物価高騰、原油高騰等の分が出てきましたので、それを充当していきたいと考えております。

そして、もう一点大事なことは、子どもたちの給食は本来、栄養バランスを考えたり、量や質を考えたりしてメニューを作成しておりますが、なるべく安く抑えようということで、それに影響することのないよう現場と一緒に努めてまいりたいと考えております。

来年度以降についてはお尋ねではございませんけれども、諸物価が今後もまだまだいろいろな面で値上がりが予定されており、今日も農業用肥料が約70%から80%も値上がりするかもという記事が載っております。そのようなことを考えますと、予算編成時には教育委員会とも協議をしながら、来年度以降の給食費については慎重に対応していきたいと思っております。

○議長（渡邊千賀雄） 伊藤議員。

○13番（伊藤まゆみ） 今ほど、町長からもありましたけれども、この5月19日に参議院の総務委員会で日本共産党の伊藤岳参議院議員が、この給食費やそれぞれの事業者、コロナ禍での物価の高騰等で支援を必要とする人たちに対する国としての支援についての質問をしております。その中で、地方創生交付金の昨年度分の残についても回してもよいと。また、今年度についても原油価格・物価高騰等総合緊急対策というものを策定して、地方創生臨時交付金、原油価格、物価高騰対応について新たに創設したということで、これを使って各自治体がそれぞれの判断の中で行ってほしいと文科省からも通達が出ているという報道があります。

今、日本は世界に比べてここ何年も給料が上がらない、そして物価がほかの国と比べて、それでもまだ安いという国だそうです。そういう意味では、東南アジアと比べても物価が安い国

になってきていると。物価を上げて、この物価に対応していくために給料を上げて消費を拡大して物が回っていく、お金が回っていくという中でそれぞれが潤っていく、という社会のシステムが本来あるべき姿だけれども、一番大本の給料が、中小企業は特にそうですが、上がらない。農家も大変な状況にある。大企業は、それでも少しずつベースアップはしているのだけれども、物価の上昇に全て吸収されて、実質賃金は下がっているという状況があります。

今年またここへ来て、これだけの品目が値上がりをしました。だからといって、保護者の皆さんにそのまま給食費を上乗せしていくということは、本当に慎重に考えていただきたいと思います。誰もがみんな食事はするのだからと考えるのではなくて、安心して飯綱町のおいしい給食を提供していくという観点に立った考え方でやっていっていただきたいと思います。町長は、特に弱い立場の人たちに対して寄り添う政策を多々打ってきていただきましたので、そう簡単に値上げということになってこないとは思いますが、しかし、これだけ多品目が値上がりし、石油関係も落ちてこない、ガソリンも灯油も上がったままなかなか下りてこないという状況の中で、今それぞれのご家庭で生活防衛をどうするのか頭を悩ませておられます。

義務教育費の1人1万円という大変大きなご支援もいただいているところも、ほかの自治体から見ればすごいことだ、やはり飯綱町はすごいと言っていただいています。はっきり言って、共産党の議員で知らない人はいないぐらい、この制度は周知されてきております。それも教師に負担をかけるのではなく、きちんと町が必要なものを必要な分入れてくれているというところで、現場の先生方も大変喜んでおられるという施策ですので、保護者にそのままかぶらないように十分検討していただきたいと思います。

もう一点、お聞きします。今、夏に向かってマスクの着用について政府が新しい指針を示しました。これについては、まだ不透明なところも多く、現場でそのままどうやっていくのかははっきりしない部分もあるとお聞きしています。

今年の梅雨入りは遅かったのですが、梅雨明けは早くて猛暑になるのではないかと予想がされています。もう熱中症が各地で出ているような状況もあります。

また、教育の研究をされている方からは、幼少期の子どもたちに対してマスク着用での日々

の生活というものが、その子どもたちの発達に影響を与えるのではないか、2年後、3年後が大変心配だという声が寄せられています。今、保育園ではマスクのこの部分が透明で飛沫が飛ばないような形で、子どもたちに表情が分かるようなものを装着して仕事をされている保育士さん等もおられると伺っております。

マスクが取れて、普通の生活になることが一番いいわけですが、まだそこについては100パーセント安心できる状況が生み出されてこない中で、保育園や小学校、中学校での子どもたちのマスクの着用をこれからどのように考えておられるのかをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） 議員の質問にお答え申し上げます。マスクにつきましては、文部科学省や県のマニュアルも実情に応じて変化してきております。現在で大雑把に言いますと、屋外での活動や登下校ではマスクを外す、体育の授業は基本的にはマスクをしないということになっています。それから保育園につきましては、今までは2歳以上のお子さんにマスクをできる人はやりましょうということをお願いしていたのですが、今はもうそれも行わないと、基本路線ではそのように変化してきています。

飯綱町も原則はその方針に沿ってやっているわけですが、やはりコロナの状況も地域によって、県によって実情が違います。飯綱町もここしばらくは感染者も出ていませんが、またいつ感染者が出てくるか分かりません。そうなったときには、その実情に応じてマスクをする必要も出てきます。現在は、室内の学習についても、今までは調理実習はしない、歌は歌わないとしてきたわけですが、それもやり方を工夫してできる範囲ですというふうに、できるだけ日常の教育活動ができるように努力しているところです。

○議長（渡邊千賀雄） 伊藤議員。

○13番（伊藤まゆみ） 学校で一番楽しいところがマスクによって阻害されているという状況が続いていると思います。これから調理実習や歌も、できる範囲でということになってくれば、やはり制限が若干付いてくるのだらうと思います。

一番さみしいのが給食です。黙食ということになってしまって、子どもたちはこれが出てうれしいな、これがおいしいな、これはちょっと僕は苦手だな、私は大好きだなというような話も何もできない、ただ黙々と食べるという状況がここ2年続いています。やはりこれは早く何とかしてほしいと思います。おいしい給食を楽しく食べる食育という観点に立ったときには大変重要なことであると思うわけですが、この点についてはどのようにされていくのかお聞かせください。

○議長（渡邊千賀雄） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） 議員のご質問は、教育委員会としても本当に歯がゆい思いをしているところでございます。たぶん今、各ご家庭では、ご飯のときにみんな同じ方向を向いて黙食ということはないと思います。それは、自分の家族の中に今コロナの心配な人はいないということが前提で、少人数ですからそれが確認できるので、そういうこともできると思います。

しかし学校で、それでは給食は今までどおりグループごとに向かい合って食べようではないかと、そこまで踏み切れるかというところ、正直なところ、やはりまだ少し難しいところがあります。

そうかといって、大人の会食では食べるときだけマスクを外して、またマスクをしておしゃべりするとか、そういうことを実践しておられる方も実際にいるし、そういうことも可能だと思っておりますが、子どもにそこまで要求すると、かえって今度は食事がどこかにいってしまうと思います。ですので、その辺りはこちらとしても歯がゆい思いをしているところではあります。やはり健康に関わることですので慎重にやっていきたいと考えております。

○議長（渡邊千賀雄） 伊藤議員。

○13番（伊藤まゆみ） 新型コロナウイルスもだんだん終息に向かっているのかと思うと、新しい型のもが出てくるという繰り返しで、きれいに終息にならない中で、これから新しい予防接種薬が出てきたところで、まだ接種が済んでいなかった方々がだいたい受け始めています。また、飯綱町ではこれから4回目ということも考えられているという中において、治療薬も良い

ものが開発されてきているということで、なるべく早く日常が取り戻せることを切に願って、私からの質問を終わらせていただきます。

○議長（渡邊千賀雄） 伊藤まゆみ議員、ご苦労さまでした。

以上で一般質問を終了します。

◎散会の宣告

○議長（渡邊千賀雄） 以上で、以上で一般質問を終了します。

お諮りします。明日4日から6月16日までの13日間、本会議を休会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認め、4日から16日まで本会議を休会することに決定しました。

6月17日の本会議は、会議規則第9条第2項の規定により、会議時間を3時間繰り下げて午後1時に開くことにします。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認め、6月17日の本会議は午後1時に開くことに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了しました。本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 2時20分

令和4年6月飯綱町議会定例会

(第 3 号)

令和4年6月飯綱町議会定例会

議事日程（第3号）

令和4年6月17日（木曜日）午後1時開会

日程第 1 諸般の報告

報告第10号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について

報告第11号 議員派遣結果報告

日程第 2 常任委員会審査報告

（1）予算決算常任委員会

（2）総務産業常任委員会

（3）福祉文教常任委員会

日程第 3 常任委員会付託案件に対する討論、採決

日程第 4 議案第41号 令和4年度飯綱町一般会計補正予算（第4号）

日程第 5 議員派遣の件

日程第 6 閉会中の継続審査・継続調査の申し出について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番 三ツ井 忠 義

2番 中 井 寿 一

3番 小 林 文 廣

4番 瀧 野 良 枝

5番 青 山 弘

6番 中 島 和 子

7番 樋 口 功

8番 風 間 行 男

9番 目須田 修

10番 石 川 信 雄

11番 清水 満

12番 大川 憲明

13番 伊藤 まゆみ

14番 原田 幸長

15番 渡邊 千賀雄

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	峯村 勝盛	副町長	池内 武久
教育長	馬島 敦子	監査委員	山浦 修
選挙管理委員長	黒岩 長弘		
総務課長	徳永 裕二	企画課長	土屋 龍彦
税務会計課長	土倉 正和	住民環境課長	藤沢 茂行
保健福祉課長	永野 光昭	産業観光課長	平井 喜一朗
建設水道課長	笠井 順一	教育次長	高橋 秀一
飯綱病院事務長	相澤 浩幸	総務課課長補佐	清水 純一

事務局職員出席者

事務局長	梨本 克裕	事務局書記	関 竜典
------	-------	-------	------

開議 午後 1時00分

◎開議の宣告

○議長（渡邊千賀雄） 皆さんご苦労様です。6月定例会最終日であります。

これより本日の会議を開きます。

本日は会議規則第9条第2項の規定により、会議時間を繰り下げて行います。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎諸般の報告、質疑

○議長（渡邊千賀雄） 日程第1、諸般の報告を行います。

報告第10号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告については、地方自治法第180条第1項及び第2項、町長の専決処分事項に関する条例第1号の規定による専決処分の報告案件です。

それでは、提案理由の説明を求めます。徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇・説明〕（報告第10号）

○総務課長（徳永裕二） それでは、報告第10号についてご説明申し上げます。報告書並びに議案の提案説明書1ページをご覧ください。

いずれの専決処分も、町長の専決処分事項に関する条例第1号に該当するものでございます。内容は、議案の提案説明書によりご説明いたします。専決第10号、第11号のいずれも町道の損傷に起因する損害賠償の額の決定でございます。

はじめに、専決第10号の事故概要ですが、発生年月日は、令和4年4月15日、発生場所は、大字平出1480番地2付近の町道K1-5号線で、平出と袖之山を結ぶ町道の間道辺りになります。相手方は、長野市〇〇〇〇〇〇〇番 有限会社〇〇〇〇さんで、事件概要は、平出方面から普通自動車で町道を走行中に、舗装がはがれ陥没していた箇所を避けられずに、右前輪タイヤ1本を損傷したものです。損害賠償の額は11,576円、過失割合は町6割で、専決処分日は、

令和4年5月30日でございます。

次に、専決第11号の事故概要ですが、発生年月日は、令和4年5月2日、発生場所は、大字古町1435番地5付近の町道K2-15号線で、国道18号線から入りスノーシェルターを抜けた付近になります。相手方は、愛知県西尾市〇〇〇〇〇番地 〇〇〇さんで、事件概要は、国道18号方面から普通自動車町道を走行中に、舗装がはがれ陥没していた箇所を避けられずに、右前輪のタイヤとホイール1本を損傷したものです。損害賠償の額は51,436円、過失割合は町4割で、専決処分日は、令和4年5月30日でございます。

なお、今回は同じような事故ですが、町の過失割合が違っております。それぞれの発生年月日に、今回は発生時刻も記載させていただきました。下の専決第11号は昼間の事故ですが、上の専決第10号は夜間の事故のため運転者が町道の損傷個所に気づきにくいことなどから、町の過失割合が高くなっているものです。

以上報告します。よろしくお願ひいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 説明を終了し、報告第10号の質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、本報告を終了します。

続いて、報告第11号 議員派遣結果報告。

本報告につきましては、予めお手元に配布のとおり報告を受けておりますので、ご覧をいただきたいと思ひます。

以上で諸般の報告を終わります。

◎常任委員会審査報告、質疑

○議長（渡邊千賀雄） 日程第2、常任委員会審査報告を行います。

予算決算常任委員長より、お手元に配布のとおり報告を受けております。

議員全員による予算決算常任委員会で審査しておりますので、口述による委員長報告及び質

疑を省略いたします。

次に総務産業常任委員長の報告を求めます。青山総務産業常任委員長。

〔総務産業常任委員長 青山弘 登壇・報告〕

○総務産業常任委員長（青山弘） 議席番号5番、青山弘です。総務産業常任委員会の審査報告を行います。

総務産業常任委員会審査報告書、令和4年6月17日、飯綱町議会議長 渡邊千賀雄様、総務産業常任委員会委員長 青山弘。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。審査報告書に基づき、審査の経過及び結果を事件ごとに報告いたします。

議案第40号 飯綱町過疎地域持続的発展計画の変更について、可決。

請願第2号 えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求める請願書、継続審査。

陳情第6号 国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情、不採択。

陳情第7号 沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情、継続審査。

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。

議案第40号 飯綱町過疎地域持続的発展計画の変更について。

質疑①、三水地域が一年早く過疎地域に指定されているが、町内全域が指定された場合、計画期間はいつまでになるか。

回答①、令和3年度から7年度までの5年となる。令和2年国勢調査の数字が確定したことに伴い、追加公示により牟礼地域を含めた町内全域が過疎地域に指定された。

質疑②、過疎計画の延長は何年可能か。

回答②、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づき過疎地域に指定されたことに伴い過疎計画を策定するため、計画期間は5年間となる。今後実施される国勢調査結果

を踏まえ、改めて過疎地域が指定されるため、その結果に基づき次の5年間の計画を策定することになる。

質疑③、計画に記載されている事業のうち、過疎債を使えるものの割合はどれくらいか。

回答③、割合は答えられないが、過疎債を財源として活用するために、現時点で想定されるあらゆる事業を記載している。

質疑④、計画に記載のある事業について、年間どれくらいの規模での予算化を計画しているか。

回答④、今年度の過疎対策事業債の起債予定額は、おおよそ3億4500万円を予定している。

討論、なし。

採決の結果、全員賛成で可決とした。

陳情第6号 国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情。

質疑、なし。

意見、週の真ん中にポツンと休みがあるより、土日月と連休になるほうが、子供を連れて遊びに行くにもよいし、会社も仕事の段取りを立てやすい。

反対討論、海の日は、お年寄りや子供たちが楽しく遊べるためにも第三月曜日が休みのままでよい。

反対討論、ほかの祝日も第二や第三月曜日に移動して連休になっている。海の日だけ7月20日に固定する必要がない。できるだけ連休にするべきだ。

採決の結果、賛成少数で不採択とした。

以上で、本委員会の審査報告を終了します。

○議長（渡邊千賀雄） これより総務産業常任委員長に対する質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め質疑を終了します。青山委員長、ご苦勞様でした。

続いて、福祉文教常任委員長の報告を求めます。伊藤福祉文教常任委員長。

〔福祉文教常任委員長 伊藤まゆみ 登壇・報告〕

○福祉文教常任委員長（伊藤まゆみ） 議席番号 13 番、伊藤まゆみです。福祉文教常任委員会の審査報告を行います。

福祉文教常任委員会審査報告書、令和 4 年 6 月 17 日、飯綱町議会議長 渡邊千賀雄様、福祉文教常任委員会委員長 伊藤まゆみ。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第 77 条の規定により報告します。審査報告書に基づき、審査の経過及び結果を事件ごとに報告いたします。

議案第 36 号 飯綱町不法投棄監視連絡員設置条例を廃止する条例、可決。

議案第 37 号 飯綱町災害時避難行動要支援者支援に関する条例の一部を改正する条例、可決。

陳情第 5 号 女性トイレの維持及びその安心安全の確保についての陳情、継続審査。

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。

議案第 36 号 飯綱町不法投棄監視連絡員設置条例を廃止する条例。

質疑、住民から不法投棄の情報があった時は、業務委託先の回収時に併せて回収しているのか、それとは別に回収しているのか。

回答、住民からの通報に対しては、業務委託先の回収日であれば依頼するが、それ以外は職員が回収を行っている。

討論、なし。

採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第 37 号 飯綱町災害時避難行動要支援者支援に関する条例の一部を改正する条例。

質疑①、社協でやっている支え合いマップとの関係は。

回答①、今までも社協から役場への情報提供はあった。今回の改正で役場から社協へも情報提供が可能となり、情報の共有が可能となる。

質疑②、要支援者台帳に登録されていない人に対する働きかけは。

回答②、要支援者台帳については、民生委員を通じて登録の働きかけをしている。

質疑③、必要とする医療機器等、個別対応しなければいけない方への対応は。

回答③、今後、個別避難計画を社協と協力して準備する予定。災害が起こった時の対応として、重度の方が避難所以外にショートステイなどできるよう、早急に準備したい。

意見①、台帳は生きるものにしていかなければいけない。急ぐべきところを急いで欲しい。

質疑④、社協への情報提供はどのようにするのか。

回答④、社協は、障害、難病など個人的な情報を持っていない。現在、役場と社協は違う地図システムを使用しており、システム上でデータを共有できるか業者と検討中のため、まずは紙ベースでの運用となる見込み。

討論、なし。

採決の結果、全員賛成で可決とした。

以上で本委員会の審査報告を終了いたします。

○議長（渡邊千賀雄） これより福祉文教常任委員長に対する質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑を終了します。伊藤委員長、ご苦勞様でした。

◎常任委員会付託案件に対する討論、採決

○議長（渡邊千賀雄） 日程第3、常任委員会付託案件に対する討論、採決を行います。

常任委員会付託案件に対する討論、採決の順序につきましては、各案件の議案番号順に行います。

議案第36号 飯綱町不法投棄監視連絡員設置条例を廃止する条例を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する福祉文教常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第 36 号 飯綱町不法投棄監視連絡員設置条例を廃止する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（渡邊千賀雄） 議案第 37 号 飯綱町災害時避難行動要支援者支援に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する福祉文教常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第 37 号 飯綱町災害時避難行動要支援者支援に関する条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（渡邊千賀雄） 議案第 38 号 令和 4 年度飯綱町一般会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する予算決算常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第 38 号 令和 4 年度飯綱町一般会計補正予算（第 3 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（渡邊千賀雄） 議案第 40 号 飯綱町過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第 40 号 飯綱町過疎地域持続的発展計画の変更については、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（渡邊千賀雄） 陳情第 6 号 国民の祝日「海の日」を 7 月 20 日に固定化する意見書の提出を求める陳情を議題とします。

これから本案について討論を行います。

委員長の報告は不採択であります。

まず、本案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する総務産業常任委員長の報告は不採択です。

陳情第 6 号 国民の祝日「海の日」を 7 月 20 日に固定化する意見書の提出を求める陳情を採択にすることに賛成の方は起立願います。

〔起立少数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立少数です。

したがって、陳情第 6 号 国民の祝日「海の日」を 7 月 20 日に固定化する意見書の提出を求める陳情は、不採択とすることに決定しました。

◎議案第 41 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊千賀雄） 日程第 4、議案第 41 号 令和 4 年度飯綱町一般会計補正予算（第 4 号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。徳永総務課長。

〔総務課長 徳永裕二 登壇・説明〕（議案第 41 号）

○総務課長（徳永裕二） それでは、議案第 41 号についてご説明申し上げます。議案書並びに議案の提案説明書 1 ページ下段からご覧ください。議案の提案説明書によりご説明いたします。

令和 4 年度飯綱町一般会計補正予算（第 4 号）については、2 ページの主な補正内容に記載のとおり、原油価格・物価高騰等に係る緊急支援として、国が行います「児童扶養手当受給者である低所得のひとり親世帯、並びに令和 4 年度分の住民税均等割が非課税の子育て世帯を対象に児童一人当たり 5 万円を支給する事業」これに関する費用を補正するもので、既定の予算に歳入歳出それぞれ 490 万 9 千円を追加し、補正後の予算額を 78 億 7,307 万 5 千円とするものでございます。

歳出では、児童福祉一般事務費で低所得のひとり親世帯に係る事務費 33 万 3 千円を、低所得子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）で住民税非課税の子育て世帯に係る給付金 80 名分及びその事務費、計 457 万 6 千円をそれぞれ計上しております。なお、低所得のひとり親世帯については、給付金の支給自体は県が行うことから、町が行うこととなる、通知の発送等の事務費のみを計上しております。

また、歳入では、国庫支出金で住民税非課税の子育て世帯の関係、県支出金で低所得のひとり親世帯の關係の補助金をそれぞれ計上しており、本事業の財源につきましては、全額国、県からの補助金で対応するものでございます。

以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（渡邊千賀雄） これから質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第 41 号 令和 4 年度飯綱町一般会計補正予算（第 4 号）は、原案のとおり可決されました。

◎議員派遣の件

○議長（渡邊千賀雄） 日程第 5、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

会議規則第 128 条の規定によって、別紙のとおり議員を派遣したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認めます。

したがって、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

◎閉会中の継続審査・継続調査の申し出について

○議長（渡邊千賀雄） 日程第 6、閉会中の継続審査・継続調査の申し出についてを議題とします。

総務産業、福祉文教、予算決算の各常任委員会、議会運営委員会、議会報編集調査特別委員会の各委員長から、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配布した申出書のとおり、閉会中の継続審査及び継続調査の申し出がございます。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認めます。

したがいまして、申し出のとおり決定しました。

◎町長あいさつ

○議長（渡邊千賀雄） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

各位のご協力によりまして、本定例会に付された事件はすべて終了しました。

ここで、峯村町長より発言を求められていますので、これを許可します。峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 6月議会定例会の閉会に当たりまして、ご挨拶申し上げます。

6月1日に開会いたしました今議会におきまして、本日ご提案申し上げました案件を含め、すべての案件につきまして原案通りのご決定を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今年は西日本より先に、関東甲信地方が梅雨入りを致しました。梅雨入りの時期が正式に決まるのは2から3か月後のようですが、例年は西の方から梅雨入りしてきますので、異常ともいえる現象かと思えます。大雨に対する備えを進めると共に、住民の皆さんにも警戒を呼びかけていきたいと思っております。

ロシアのウクライナ侵攻や原油の高騰、極端な円安、ドル高など様々な要因が重なり、食料品はもとより、電気、ガス、木材、肥料、農薬などあらゆる物が値上がり、または予定されております。学校給食のお話もございましたが、生活の苦しい世帯は当然のこと、一般世帯に対しても支援を検討する必要があると感じております。昨年実施いたしました、りんごやコメに対する支援は、農家に大変好評であり、感謝の言葉を多くいただきました。大幅な物価高は生活に大きく影響します。どんな支援策を講じればよいのか、予算規模や財源の確保をどうする

かなど早急に検討し、7月には臨時議会をお願いしたいと考えております。

結びに、今年は酷暑の夏という予想も出ております。議員各位におかれましては、お身体ご自愛の上、ご活躍頂きますようお願いしております。以上申し上げまして閉会のご挨拶と致します。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（渡邊千賀雄） 本日の会議はこれで閉じ、令和4年6月飯綱町議会定例会を閉会します。

長期間ご苦勞様でした。

閉会 午後 1時30分

予算決算常任委員会審査報告書

令和4年6月17日

飯綱町議会議長 渡 邊 千賀雄 様

予算決算常任委員会委員長 瀧 野 良 枝

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件番号	件 名	審査の結果
議案第38号	令和4年度飯綱町一般会計補正予算（第3号）	可 決

次に、本委員会の審査の経過及び主な質疑について報告します。

○議案第38号 令和4年度飯綱町一般会計補正予算（第3号）

質疑①：衛生費の支出について、新型コロナウイルスワクチンの4回目接種に関するものと説明があった。接種の予約方法等は、3回目までと同じか。また、3回目接種完了者のパーセンテージは。

回答①：4回目接種の予約方法は、3回目までと同様で、接種券を配付し、町ワクチン接種予約センターで受付を行う。また、3回目の接種率について、6月10日時点での接種完了者が7,936人、令和3年1月1日現在の人口が10,854人、接種率が73.1%。

質疑②：ワクチンのメーカーは。副反応が心配で3回目を受けていない方がいる。今まで使用していたファイザー社製とモデルナ社製以外のワクチンで副反応が弱いものがあり、他の地域では3回目までの未接種者が接種し始めているとの情報があるが当町の対応は。

回答②：初回接種（1回目、2回目）はファイザー社製を使用している。現在は、12歳到達者と3回目未接種者等に対して、月2回土曜日に接種日を設けており、ファイザー社製を使用している。4回目接種については、3回目接種の際、モデルナ社製が多く使用されていたため、同様に主にモデルナ社製とする予定。また、ファイザー社製とモデルナ社製に比べ副反応が弱いと言われているノババックス社製ワクチンの接種については、現在県会場で行われている。ノババックス社製の接種希望者が多いため、県から市町村でも行うよう依頼があった。当町は、4回目接種を9月末までに行うよう日程を組んでいるが、1回は3回目接種者に対してノババックス社製を使用する日を設けたいと考えている。ノババックス社製については、県に申請した人数分が配付される見込みのため、状況により対応したい。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

総務産業常任委員会審査報告書

令和4年6月17日

飯綱町議会議長 渡 邊 千賀雄 様

総務産業常任委員会委員長 青 山 弘

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件番号	件 名	審査の結果
議案第40号	飯綱町過疎地域持続的発展計画の変更について	可 決
請願第2号	えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求める請願書	継続審査
陳情第6号	国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情	不採択
陳情第7号	沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情	継続審査

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。

○議案第40号 飯綱町過疎地域持続的発展計画の変更について

質疑①：三水地域が一年早く過疎地域に指定されているが、町内全域が指定された場合、計画期間はいつまでになるか。

回答①：令和3年度から7年度までの5年となる。令和2年国勢調査の数字が確定したことに伴い、追加公示により牟礼地域を含めた町内全域が過疎地域に指定された。

質疑②：過疎計画の延長は何年可能か。

回答②：「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づき過疎地域に指定されたことに伴い過疎計画を策定するため、計画期間は5年間となる。今後実施される国勢調査結果を踏まえ、改めて過疎地域が指定されるため、その結果に基づき次の5年間の計画を策定することになる。

質疑③：計画に記載されている事業のうち、過疎債を使えるものの割合はどれくらいか。

回答③：割合は答えられないが、過疎債を財源として活用するために、現時点で想定されるあらゆる事業を記載している。

質疑④：計画に記載のある事業について、年間どれくらいの規模での予算化を計画しているか。

回答④：今年度の過疎対策事業債の起債予定額は、おおよそ3億4500万円を予定している。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○請願第2号 えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求める請願書

継続審査申出

○陳情第6号 国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情

質 疑：なし

意 見：週の真ん中にポツンと休みがあるより、土日月と連休になるほうが、子供を連れて遊びに行くにもよいし、会社も仕事の段取りを立てやすい。

反対討論：海の日は、お年寄りや子供たちが楽しく遊べるためにも第三月曜日が休みのままでよい。

反対討論：ほかの祝日も第二や第三月曜日に移動して連休になっている。海の日だけ7月20日に固定する必要がない。できるだけ連休にするべきだ。

採決の結果：賛成少数で不採択とした。

○陳情第7号 沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情

継続審査申出

福祉文教常任委員会審査報告書

令和4年6月17日

飯綱町議会議長 渡 邊 千賀雄 様

福祉文教常任委員会委員長 伊藤 まゆみ

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件番号	件 名	審査の結果
議案第36号	飯綱町不法投棄監視連絡員設置条例を廃止する条例	可 決
議案第37号	飯綱町災害時避難行動要支援者支援に関する条例の一部を改正する条例	可 決
陳情第5号	女性トイレの維持及びその安心安全の確保についての陳情	継続審査

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。

○議案第36号 飯綱町不法投棄監視連絡員設置条例を廃止する条例

質 疑：住民から不法投棄の情報があった時は、業務委託先の回収時に併せて回収しているのか、それとは別に回収しているのか。

回 答：住民からの通報に対しては、業務委託先の回収日であれば依頼するが、それ以外は職員が回収を行っている。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第37号 飯綱町災害時避難行動要支援者支援に関する条例の一部を改正する条例

質疑①：社協でやっている支え合いマップとの関係は。

回答①：今までも社協から役場への情報提供はあった。今回の改正で役場から社協へも情報提供が可能となり、情報の共有が可能となる。

質疑②：要支援者台帳に登録されていない人に対する働きかけは。

回答②：要支援者台帳については、民生委員を通じて登録の働きかけをしている。

質疑③：必要とする医療機器等、個別対応しなければいけない方への対応は。

回答③：今後、個別避難計画を社協と協力して準備する予定。

災害が起こった時の対応として、重度の方が避難所以外にショートステイなどできるよう、早急に準備したい。

意見①：台帳は生きるものにしていかなければいけない。急ぐべきところを急いで欲しい。

質疑④：社協への情報提供はどのようにするのか。

回答④：社協は、障害、難病など個人的な情報を持っていない。現在、役場と社協は違う地図システムを使用しており、システム上でデータを共有できるか業者と検討中のため、まずは紙ベースでの運用となる見込み。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○陳情第5号 女性トイレの維持及びその安心安全の確保についての陳情

継続審査申出

別紙会議の経過を記載し、その相違ないことを認め、ここに署名する。

飯綱町議会議長

5 番

6 番

7 番